



DISCLOSURE

2026

JAバンク香川信連の現況



自然と人の間に。



JAマークはJapan Agricultural Cooperatives の略称JAをデザインしたもので、全体として三角構造の安定感のあるデザインは「ゆるぎない大地」「日本の国土」をイメージし、三角形は「自然」、Aの部分は「人間」をあらわしています。さらに、Jの左端の円は「農業の豊さ」「実り」と協同の精神に基づく「人の和」を象徴しています。また、色彩は自然環境と成長を象徴し、深みのある優しさを感じさせるJAグリーンを基本としています。

表紙写真：小豆島の中山千枚田

当会について

ごあいさつ	4
経営方針	5
業務の適正を確保するために必要な体制等	6
リスク管理情報	9
法令等の遵守	10
JAバンクシステム	16
JAバンク・セーフティーネット	16
令和7年度の事業実績	17
SDGs(持続可能な開発目標)への取組み	19
地域密着型金融への取組み	20
社会的責任と貢献活動	24
トピックス(TOPICS)	25

業務案内

事業・商品・サービスのご案内	27
ATM設置状況	32
主な手数料一覧	33
商品利用の留意事項	34

財務状況

■財務諸表	35
貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書	
剰余金処分計算書、注記表、確認書、会計監査人の監査	
■損益の状況	60
利益総括表、事業純益、受取・支払利息の増減額	
役務取引の状況、その他事業収支の内訳、経費の内訳	
■貯金	63
科目別・貯金者区分別貯金残高	
科目別貯金平均残高	
■貸出金	64
科目別・貸出先別貸出金残高、科目別貸出金平均残高	
貸出金の金利条件別内訳残高、貸出金の担保別内訳残高	
貸出金の使途別内訳残高、貸出金の業種別残高	
債務保証見返の担保別内訳残高	
主要な農業関係の貸出金残高	
貸倒引当金の内訳、貸出金償却額	

■農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	69
■元本補てん契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況	69
■有価証券	70
保有有価証券の残高、保有有価証券の平均残高	
商品有価証券の平均残高、保有有価証券の残存期間別残高	
■有価証券の時価情報	72
売買目的有価証券、満期保有目的の債券	
その他有価証券	
■金銭の信託の時価情報	73
運用目的の金銭の信託、満期保有目的の金銭の信託	
その他の金銭の信託	
■デリバティブ取引等	73
金利関連取引、通貨関連取引	
株式関連取引、債券関連取引	
■受託業務・為替業務	74
受託貸付金残高、内国為替の取扱実績	
公共債の窓口販売実績、外貨建資産残高	
■諸指標・利回り	75
最近5年間の主要な経営指標の推移、利益率	
資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り	
経営諸指標、保有有価証券の利回り	

自己資本

■自己資本の充実の状況(単体)	78
自己資本の状況、信用リスクに関する事項	
信用リスク削減手法に関する事項	
派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項	
証券化エクスポージャーに関する事項	
CVAリスクに関する事項	
マーケット・リスクに関する事項	
オペレーショナル・リスクに関する事項	
出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
金利リスクに関する事項	

概要

■役員等の報酬体系	99
役員、職員等、その他	
■当会の概況	100
会員数、役員、会計監査人の名称、職員、機構、店舗一覧	
特定信用事業代理業者の状況	
■当会のあゆみ(沿革)	102

索引

103

ごあいさつ



経営管理委員会会長

港 義弘



代表理事理事長

松本 直樹

皆さまには、平素より香川県信用農業協同組合連合会ならびにJAバンク香川をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

本年も当会をより深くご理解いただくため、当会の経営方針、業務内容、最新の業績等についてまとめた「JAバンク香川信連 DISCLOSURE 2026」を作成いたしました。ぜひ、ご一読いただき、当会に対するご理解をより深めていただければ幸いに存じます。

当会は、昭和23年8月の創立以来、香川県農業の発展と農家経済の向上はもとより、地域金融機関として地域経済・社会の繁栄に貢献する金融機関を目指して業務を展開してまいりました。これもひとえに皆さまのご愛顧、ご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

さて、わが国経済は、旺盛なインバウンド需要や各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調が続いているものの、先行きについては、ロシアのウクライナ侵攻の長期化や中東情勢の緊迫化といった地政学リスクの高止まりによるエネルギー価格等の高騰を通じて物価へ波及し、個人消費の低迷などから、景気を下押しするリスクへの懸念もあります。さらに、国内の金融環境においては、「金利のある世界」が本格化しつつあるなか、国内外の金利および株価・為替動向の影響による物価変動等の不確実性など、依然として先行き不透明な状況が続いています。

また、農業や地域社会を取り巻く環境は、生産資材・エネルギー価格の高止まりによる農業経営への影響や、人口減少・少子高齢化に伴う事業基盤の縮小、さらには気候変動対応やデジタル化の急速な進展など、複雑多様化しています。こうした厳しい情勢のなか、JAグループにおいては、10年後のめざす姿（持続可能な農業の実現、豊かでくらしやすい地域共生社会の実現、協同組合としての役割発揮）の実現に向けて、不断の自己改革を継続しています。「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の3つの基本目標への取り組みを着実に実践し、変化に対応した組織・事業基盤の確立を推し進めております。

このようななか、当会は会員の負託に応えうる持続可能な経営基盤の確立とJAバンクシステムの充実を最優先課題として取り組み、会員への還元機能の充実、安定的・継続的収益の確保ならびに県域機能の充実とガバナンスを中心とした業務運営体制の強化に取り組んでいます。

当会においては、我々が取り組むべき「JAバンク香川中期戦略(2025～2027年度)」の2年目を迎えており、多様化する「農業」・「くらし」・「地域」の持続性を確保し、組合員・利用者目線で問題解決に取り組むため、JAバンクならではの総合事業を活かした金融仲介機能をそれぞれの領域で発揮することをもう一段徹底・深化させることで、確かな価値提供を進めてまいります。

今後とも当会は地域金融機関としての社会的役割と責任を充分認識したうえで、経営資源の有効な活用および適切な配分を行い、JAバンク機能の一層の発揮に努める所存でございますので、更なるご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月

香川県信用農業協同組合連合会

経営管理委員会会長 港 義弘

代表理事理事長 松本 直樹

経営方針

■経営基盤確立

県域金融機能の拡充とガバナンスを中心とした業務運営体制の強化、各種リスクに対応した自己資本の充実などに努め、強固な経営基盤を確立します。

■「JAバンクシステム」の確立

JAバンクは、全国のJA・信連・農林中央金庫（JAバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」の確立を目指します。

■地域社会への貢献

系統資金の地元還元として地場産業への融資をはじめ、地域開発および地域文化向上に協力し、地域社会の発展に貢献します。

■経営の効率化と健全化

人的資源の有効活用、ITを活用した事業展開、内部監査の充実、不良債権処理による財務の健全化等に積極的に取り組みます。

■リスク管理態勢とコンプライアンス態勢の強化

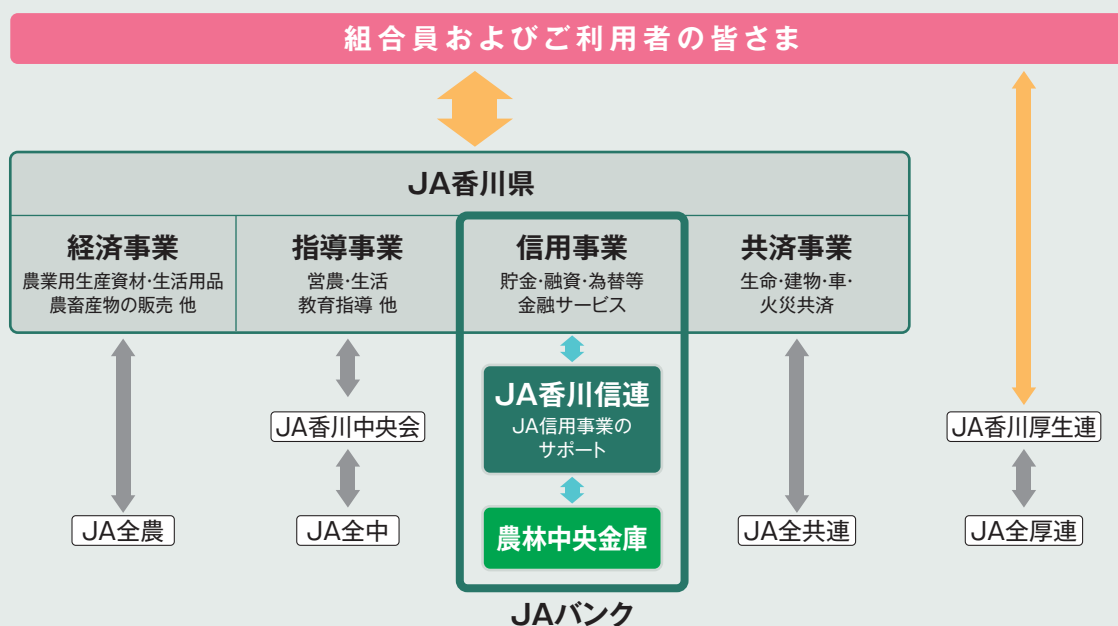
各種リスクにかかる管理態勢を強化するとともに、社会的責任と公共的使命を全うするため、コンプライアンス態勢の強化に努めます。

■JAバンク香川中期戦略 （2025～2027年）の実践

持続可能な農業の実現・豊かでくらしやすい地域共生社会の実現・協同組合としての役割発揮に向け、総合事業性を活かした金融仲介機能を発揮し、組合員・利用者の期待に応えていくことで、組合員・利用者がJAに対して愛着・信頼を感じJAと中長期的につながり続ける姿を目指します。

- ①徹底して組合員・利用者の目線にたったサービス・体験の提供
- ②リアルとデジタルを融合した利用者接点の構築
- ③総合事業全体での経営戦略高度化

一人は万人のために、万人は一人のために



業務の適正を確保するために必要な体制等

■業務の適正を確保するために必要な体制

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての社会的責任と公共的使命を全うするために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を制定しております。今年度の運用状況の概要は、以下のとおりです。

内部統制基本方針

- 1 役職員の職務の執行が法令および定款・諸規程に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、コンプライアンス・マニュアル等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務の運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
 - (2) 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、重要事項の決定にあたっては、コンプライアンス委員会が事前に審査を行う。
 - (3) コンプライアンスに関して、職員がコンプライアンス統括部署に相談・情報提供できる「ヘルプライン」制度を設置する。
 - (4) 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
 - (5) マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策について、「マネー・ロンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、適切な業務運営を行う。
 - (6) 財務報告にかかる規程等を定め、財務報告の信頼性・適正性を確保するための態勢を整備する。
 - (7) お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針を制定するとともに、役職員へ研修等を通じて、お客さま本位の金融サービスを提供する態勢を整備する。
- 2 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。
 - (2) サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。
 - (3) 業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスク管理の基本方針を制定する。
 - (2) 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク(信用リスク、市場リスク)とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理するとともに、これらを統合的に管理する。こうしたリスク管理を適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
 - (3) 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるよう、あらかじめ部門別にリスク資本を配賦し、これを上限とした運用を行うエコノミックキャピタルマネジメントの実施により、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
 - (4) 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められている要件に基づき規制資本に関する管理を実施する。
 - (5) 大規模な災害による被災等の際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保する。

- 4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。
 - (2) 理事会の意思決定を効率的に行うため、理事により構成される会議を設置し、一定の事項にかかる執行の決定等を委任するほか、常例または随時の経営課題等の協議会を設置し、理事会の議決事項にかかる原案の検討等を付託する。
 - (3) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。
- 5 内部監査体制
 - (1) 本会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査室を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
 - (2) 内部監査は、本会の全業務を対象とし、理事会が承認する内部監査計画に基づき実施する。
 - (3) 監査室長は、内部監査終了後、内部監査結果を担当理事等に報告するとともに、年度内部監査実施状況を取りまとめ理事会および経営管理委員会へ報告する。
 - (4) 監査室長は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。
- 6 監事の職務を補助すべき職員に関する事項
 - (1) 監事の職務執行の補助は、監査室が担当する。
 - (2) 監査室には、内部監査業務のほか、監事会運営に関する事務および監事の指示する事項にかかる業務に従事するため、原則として3名以上の専任の職員を配置する。
 - (3) 監査室に配属する職員が監事の職務執行を補助する場合は、監事の指揮命令に従い業務を遂行する。
 - (4) 監査室に配属する職員の業績評価、人事異動、その他人事に関する事項の決定について、あらかじめ監事の意見を聴取し、当該意見を尊重する。
- 7 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
 - (1) 理事は、本会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに当該事実を監事に報告する。
 - (2) コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
 - (3) 監査室は、内部監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
 - (4) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。
- 8 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

適正な目的により監事へ報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保することとし、その旨を周知徹底する。
- 9 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

 - (1) 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
 - (2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
 - (3) 理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
 - (4) その他、理事および職員は、JA監事監査基準および監事監査規程に定めのある事項を尊重する。

■業務の適正を確保するための体制の運用状況

当会は、法令遵守、リスク管理、内部監査の各管理体制について、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の会議体において体制ごとに進捗管理を行い、適切な内部統制の構築・運用に努めており、令和7年度の運用状況は以下のとおりです。

- 1 役職員の職務の執行が法令および定款・諸規程に適合することを確保するための体制
法令等遵守体制については、役員行為規範、職員行動規範、当会職員の服務と倫理を定めるとともに、「コンプライアンス・プログラム」の策定や役職員の研修等を行いコンプライアンス態勢の強化に取り組んでいます。また、マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応については、基本方針を定め体制を整備するほか、県内JAに向けた研修会等対応支援等の取組みを実施しています。
財務報告の信頼性・適正性の確保については、財務報告にかかる基本的な考え方を定めるとともに、その態勢について理事会で確認・協議を行っています。
また、お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針を明確に示し、役職員に周知を行っています。
- 2 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
当会は、重要な会議体については議事録の作成保管に対する体制を整備するとともに、文書等管理規程をはじめとする諸規程を制定のうえ役職員に対し周知し情報の管理を確保なものとしています。
また、「JAバンクの内部管理態勢構築にかかる指針」(サイバー攻撃への備え)を踏まえたサイバーセキュリティ対策にかかる体制の整備を行っています。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当会は、リスク管理にかかる基本方針を定め、業務遂行から生ずる様々なリスクを把握し、リスク管理委員会、理事会・経営管理委員会で定期的に協議・検討を行っています。また、災害等が発生した場合でも利用者に基本的サービスを継続的に提供できるようJAバンク香川業務継続要領を定めています。
- 4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
中期経営計画および事業計画の進捗管理を部長会、理事会において定期的に検討・協議し実効性を図っています。また、役員・部長会議を、週1回程度の頻度で開催し、重要案件の報告等を行い理事の迅速な経営判断ができるような協議の場としています。
- 5 内部監査体制
内部監査規程を定め、当会の経営諸活動の全般にわたる管理、運営の制度および業務の遂行状況を内部統制の適切性の観点から検討・評価しており、その結果については理事長および監事に報告しています。
- 6 監事の職務を補助すべき職員に関する事項
監事の職務執行を補助するため、業務執行部門から独立した機構として監査室を設置し専任の職員を配置しています。また、監査室に配属する職員の業績評価、人事異動等については、あらかじめ監事の意見を聴取しています。
- 7 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
理事会や理事会から付託されて協議等を行う会議体において、監事が出席し報告を受ける体制を整えています。また、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供しています。
- 8 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監事監査規程に、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保することを明記しており、役職員に周知しています。
- 9 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
理事と監事は、業務の運営や課題等について定期的に意見交換を行っており、内部監査部署には監事との連携を指示し、監事監査が実効的に行われるための体制を整備のうえ運営しています。

リスク管理情報



当会では、リスク管理を経営の最重要課題のひとつとして位置付け、「リスク管理の基本方針」ならびに「リスク管理規程」を定め、さらに年度ごとのリスク管理の重点方針を策定しリスク管理を行っています。

金融機関が抱えるリスクとしては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等があります。当会では、これらの異なるリスクを統一的・網羅的に管理することを目的に「統合的なリスク管理基準」を設け、リスク量の把握、分析ならびに評価を行い、管理しています。

■リスク管理に対する取組み

当会のリスク管理に対する取組みとして、重要な意思決定は、経営レベルで行います。特に市場関連取引の諸リスクについては「資金運用会議」で十分な検討を行い、運用方針を決定します。

運用部門は、各々決定された方針に基づき、売買やリスクヘッジを執行します。また、リスク管理を徹底するため、デリバティブ取引において一定の損失枠をオーバーした場合、即時に取引を停止するロスカットルールを確立しています。

また、相互牽制機能として、内部監査を実施しています。内部監査にあたっては、事務処理状況とともに内部牽制、事務管理面にも留意しております。内部監査結果については経営者層への報告を行い、翌年度には改善状況を検証することで、リスク管理の充実・強化に努めています。

■リスク管理委員会

経営環境の変化にともない発生する諸リスクを分散・回避し、経営の一層の安定化を図るべく、リスク管理委員会を適時に開催（令和7年度は16回）しています。

当会では、主要なリスク（市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク）の計量化を行い、これらに対する資本配賦を行っています。算出したリスク量につい

て、経営層ならびに関係部署へ報告・協議を行う等の体制となっています。

■県域ALM機能協議会

JAバンク香川が一体となって県域でのALMを検討していくため、JA香川県の役員、農林中央金庫高松支店長を構成員とする「県域ALM機能協議会」を開催し、費用・収益のバランスの研究および調達・運用にかかる情報の共有に加え、信用事業運営における県域の課題を共有し、課題解消に向けて取り組んでいます。

■運用リスクの軽減

会員の皆さま方からお預かりした大切な資金を安全に運用するため、令和7年度も信用リスク・流動性リスク・市場リスクに留意しつつ、安定的かつ効率的な運用に努めました。

国内外の金融政策の動向や他のリスク要因を注視しつつ、分散投資効果を発揮するポートフォリオの構築を図ることで運用リスクの軽減に取り組んでいます。

■バーゼル規制への対応

バーゼルⅢ規制に対応するため、全国統一の「系統BISシステム」により適正な自己資本比率、金利リスクを算出し、自己資本の質・量の強化に取り組むとともに、健全性の維持・向上のため、自己管理型のリスク管理への取組みも行っています。

金融機関の業務やリスクが多様化・複雑化していきななかで、金融機関を巡る相次ぐ不祥事件・経営破綻の発生を機に、透明かつ公正な経営が強く求められました。

そのため、金融機関は従来以上に自己責任原則に基づく業務運営の確立と徹底した自己規律・自助努力が要求され、法令等の遵守（コンプライアンス）態勢を確立し、透明性の高い経営を行うことを通して、社会的責任を果たしていくことが一層求められています。

■コンプライアンス基本方針

当会では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、具体的な行動指針や基準を示し、役職員への周知徹底を図っています。

また、具体的な行動指針や基準によって法令等を遵守するためのメカニズムを構成し、具体的な罰則や報告義務等を明記することにより実効性のある態勢の構築に努めています。

1. 基本的使命と社会的責任

当会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

2. 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

3. 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適応し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

4. 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

5. 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

6. 持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、積極的に持続可能な社会の実現に貢献します。

■コンプライアンス態勢の確立

コンプライアンスの運営体制として、統括部署や責任者の設置、また、不祥事発生に際しての機動的な対応が可能な体制整備等が求められています。

当会では、コンプライアンス・マニュアルを策定して報告や処理等のルールの明確化、報告体制の整備、コンプライアンス研修等、将来の事故防止のために様々な方策を講じています。

また、当会全体のコンプライアンス・プログラムを策定して年間計画を具体化するとともに、統括責任者および各部署に責任者・管理者を配置し、各部署でのコンプライアンス・プログラムに従って実践・評価を行っています。

さらに、コンプライアンス委員会を定期的に関催（令和7年度は9回）し、各種審議事項の検討を行うとともに、重要事項については理事会・経営管理委員会に報告するなど、役職員が一体となって健全かつ適切な事業運営に努めるなど、コンプライアンス態勢の確立に努めています。

■マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針等

当会は、事業を行うにつかまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力に対して、断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除にかかる総責任者は常務理事（管理部門）とし、これらにかかる態勢を適切に整備する責任を負います。

（管理態勢等）

1. 当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

2. 当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度

調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

3. 当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

4. 当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

5. 当会は、警察、公益財団法人暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

なお、国際的なマネー・ローンダリング等対策強化として、現在、お客さまの情報の定期的な再確認を行っています。お客さまの口座が不正に利用されること等を防ぎ、安心・安全にお取引いただけるよう取り組んでいます。

■金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

1. お客様の資産運用の目的、知識、経験および財産の状況を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員

の研修の充実に努めます。

6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

■利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行っていきます。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏えいおよび不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

■利用者保護等の取組み

1. 取引時確認の強化

犯罪収益移転防止法に基づき、①口座開設等の取引開始、②10万円を超える現金振込、③200万円を超える現金の入出金取引等の際にお客さまの氏名・住所・生年月日・職業や取引を行う目的等についての確認を行っています。また、外国PEPs（外国の重要な公的地

位を有する方）の確認や、法人のお客さまについては、実質的支配者等の確認も行っています。

2. 個人情報保護および利用者保護の取組み

「個人情報の保護に関する法律」ならびに「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」のガイドラインに沿ってプライバシー・ポリシー等を制定のうえ個人情報の厳格な取扱いを実施しています。

また、利用者保護等管理方針を制定し、利用者の正当な利益の保護と利便確保のため、方針を遵守し、継続的な取組みを行っています。

3. セーフティーネットの充実

当会の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度」の二重のセーフティネットで守られています。

4. 偽造・盗難キャッシュカード対策

昨今の偽造・盗難カードによる不正な取引等からお客さまの貯金をお守りするため、県内JAでは偽造しにくいICキャッシュカードに対応したATMを設置しています。

また、全国農協貯金ネット、業態間ネット、ゆうちょネット等県内外の金融機関ともICキャッシュカードの取扱いが可能になっています。

■非居住者にかかる金融口座情報の自動的交換のための報告制度への対応

現在、特定米国人等を対象とした脱税および租税回避への対処として、米国の「外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）」に基づき、新規でお取引いただく方を対象に、自己宣誓書等への記入をお願いし、年1回、特定米国人等の方の情報を、米国内国歳入庁に報告しています。

さらに、経済取引のグローバル化が進展する中で、外国の金融口座を利用した国際的な脱税および租税回避に対処するために、金融機関が非居住者にかかる金融口座情報を税務当局に報告し、これを各

国の税務当局間で互いに提供することとなりました。これに伴い、以下のお取引をいただく場合には、お取引をされる方の居住地国(例:日本)等のお届けが必要となります。

○対象となるお取引

- ・貯金の預入を内容とする契約の締結
- ・国債・投信の口座の開設

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

■金融ADR制度への対応

1. 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

<当会の苦情等受付窓口>

- ・電話：087-825-2548(管理課)
- ・受付時間：月～金 9時～17時
(金融機関の休業日を除く)

2. 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- ・岡山弁護士会
- ・愛媛弁護士会(電話：089-941-6279)

1.の窓口または「JAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所)」(電話：03-6837-1359)にお申し出ください。

なお、愛媛弁護士会については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

■金融円滑化にかかる基本的方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その

適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組めます。

1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。
3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。

4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等(政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。)と緊密な連携を図るよう努めます。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、必要な下記体制を整備しております。

- (1) 理事長以下、関係役員、部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化に

かかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 業務部門担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 「金融円滑化管理担当者」を設置し、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

■利益相反管理方針の概要

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、その概要を次のとおり公表します。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当会の間の利益が相反する類型
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条

件もしくは方法を変更し、または中止する方法

(3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限り。）

(4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

(1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

(2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

■プライバシー・ポリシー

当会は、利用者の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加

え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業者および委託先(再委託先等も含みます。)を適正に監督します。

5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者(外国にある第三者を含みます。)に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当会は、ご本人の機微(センシティブ)情報(金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。)

金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。)

7. 仮名加工情報の取扱い

当会は、仮名加工情報(個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。)

8. 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報(個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。)

9. 開示、訂正等・利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等ならびに第三者提供の停止のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

10. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

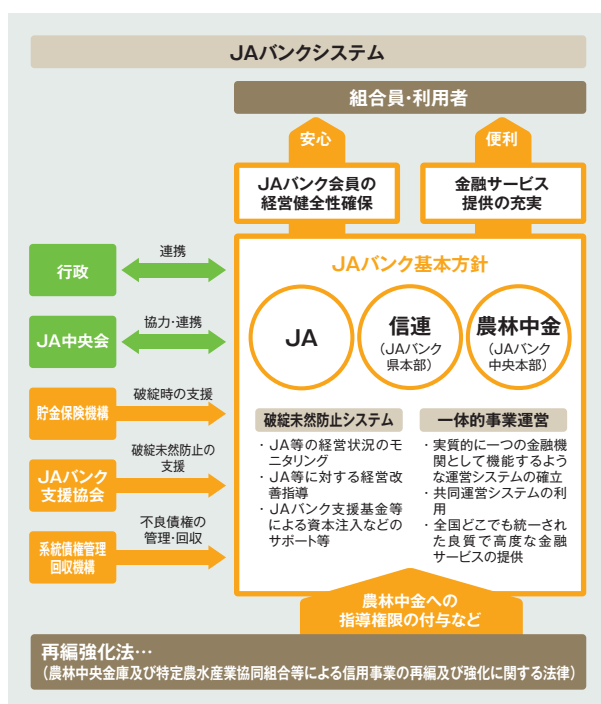
11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

JAバンクシステム

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中央金庫）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中央金庫が一体的に取組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



JAバンク・セーフティーネット

JAバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティーネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安心をお届けします。

破綻未然防止システム

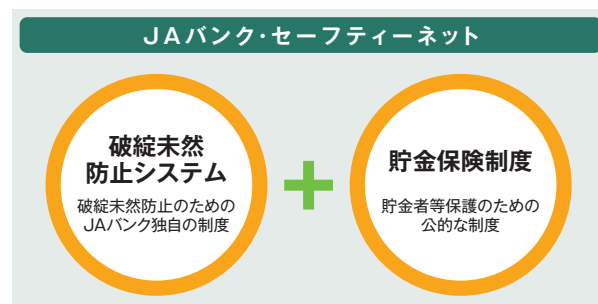
「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※ 令和7年3月末における残高は、1,653億円となっています。

貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払出しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和7年3月末現在で4,861億円となっています。



令和7年度の事業実績

■経済・金融情勢

わが国の経済は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、景気は緩やかに回復しています。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されていますが、米国の通商政策の影響がわが国の景気を下押しするリスクとなっています。

また、物価上昇の継続、米国の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動の影響等、今後も金融経済の動向に注意が必要であると認識しています。

■令和7年度の事業概況

◇資金調達

貯金について、期末残高は1兆5,630億円と前年度を545億円下回り、3.3%の減少となりました。

なお、平均残高は前年度を722億円下回り、4.2%の減少となりました。

◇資金運用

貸出金については、地公体への大口貸出、JA香川県の米の仮渡金の増加により、期末残高は495億円と前年度比7億円、1.5%の増加となりました。平均残高は、農林中央金庫向け劣後ローンの借換対応により、前年度対比58億円、13.6%の増加の488億円となりました。

余裕金運用については、日本銀行による金融引き締め政策や財政拡張懸念による国内金利の上昇局面において、ポートフォリオ改善を目的とした入替取引等を行うことで、リスク量の削減ならびに将来の収益力向上に努めました。この結果、平均残高は有価証券(金銭の信託含む)が前年度比0.9%減少の8,385億円となりました。また、預け金の平均残高については前年度比9.2%の減少で7,753億円となりました。

◇企画業務

JAバンク香川中期戦略に基づき、組合員・利用者目線による事業対応の徹底と持続可能な収益構造の構築を目的として、農業・地域の成長支援、貸出の強化、ライフプランサポートの実践、組合員・利用者接点の再構築を図るとともに、JAと県域が一体となって変革を実践できるよう、基盤構築・事業運営に努めました。

また、全国の信用事業システムであるJASTEMシステムの安全かつ安定的な運営と、情報資産の適正な保護・管理・利用に向けた情報セキュリティ管理体制の強化に取り組みました。

◇JA指導

「JAバンク会員」として「JAバンク基本方針」を遵守するとともに、会員JAに対して、農林中央金庫、中央会および全共連との連携を強化し、国庫金振込事務、登録金融機関業務および不祥事未然防止に向けた検査・指導を行い、JAの内部管理態勢、事務管理態勢等の向上に努めました。また、事務統一定着化への取組みを支援し、JAバンク香川における事務の適正化・効率化を図っています。

また、JA営農・経済事業支援については、JA香川県、中央会、農林中央金庫、全農と連携し、青ネギとレタスの生産振興支援等に取り組んでいます。

◇経営管理

経営上の諸課題のうち、リスク管理やコンプライアンスについては、委員会機能の充実により態勢を強化し、業務・会計面については検査・監査および内部けん制を通じて適正に処理するとともに、経営の健全化と効率化、安定的還元と自己資本増強に努めました。

また、各種研修会の実施、自己研鑽の推奨などによる人材育成に努める一方、法令等遵守、自己責任原則に基づく内部管理態勢の適切性・有効性を検証するため、リーガルチェックや自主検査を充実し、経

営の健全性確保・向上に努めました。

以上のことを含めて総合的に、「経営力の強化策」を実践し、組織目標の徹底、ガバナンスの強化、役職員の総合力の発揮に向けて引続き取り組んでいます。

◇収支状況

市場環境の変化に対応するために、役職員一同、経営基盤の確立、信頼性の向上および金融機能の向上に努めるとともに、継続して経費の削減に努めたが、金利上昇に伴う金融機関間の預貯金獲得競争および海外中央銀行や日銀の動向などの金融市場への影響を受け、当期剰余金は3,467百万円（計画対比334百万円増加、前年度対比789百万円減少）となりました。

令和7年度については出資配当金568百万円、事業分量配当金2,202百万円を会員に還元しています。

その結果、次期繰越剰余金は315百万円となりました。



SDGs（持続可能な開発目標）への取り組み

SDGs(Sustainable Development Goals)とは、2015年9月開催の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際社会共通目標です。持続可能な世界を実現するために、17のゴールと169のターゲットを設定し、2030年までに達成するよう各国で取り組みが進められています。

SDGsとJA綱領は親和性が高く、JAグループにおいて食料・農業事業分野、地域・くらし事業分野、協同・組織運営分野等におけるSDGsへの取り組みを進める必要があります。当会は、「持続可能な経営基盤のもと、農業・地域に新しい価値を創造し続け、地域社会の発展に貢献していく金融機関」として、令和3年度に当会におけるSDGs取組方針を制定しました。



■「JA香川信連SDGs宣言」

当会は、国連が提唱する持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けて、「地域開発および地域文化向上に協力し、地域社会の発展に貢献する」という経営方針のもと、持続可能な社会の実現に努めます。

○地域密着型金融機関として地域経済を創造

金融の力を通じて、地場産業や地域の魅力を発信することで地域経済を創造します。

○農業と食を通じ、地球環境へ配慮した地域への貢献

農業と食を主軸とした運営を行い地域を守るとともに、地球環境へも配慮した持続可能な地域社会の実現に努めます。

○働き方改革と多様な人材育成

働き方改革と多様な個性や能力が発揮できる職場環境をつくり、生きがいや働きがいのある持続可能な人材育成を行います。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



地域密着型金融への取組み

当会は、JA香川県と一体となり香川県農業の発展と農家経済の向上を金融面から支援させていた
だくとともに、農業、暮らし、地域社会に貢献するためJA
バンク香川中期戦略(2025～2027年)に基づき、金融
仲介機能発揮に向けた取組みを行っています。

■「農業」領域における取組み

農業融資体制の構築・強化、農業者ニーズに応じ
た資金供給、農業者所得の向上に向けた「担い手コ
ンサルティング」の実践等に取り組んでいます。

1. 農業融資の円滑な取組み

- (1) 各種プロパー農業資金に対応するとともに、
農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の
取扱いを通じて、農業者の農業経営と生活のサ
ポートを行っています。

令和8年3月末時点の当会の農業融資残高
は4,360百万円(うち日本政策金融公庫受託融
資残高は2,967百万円)となっています。

また、新規就農者の経営と生活をサポートす
るための青年等就農資金から経営再建を支援
する負債整理資金に至るまで、担い手の経営
実態やニーズに則した幅広い資金提供に取り
組んでいます。

- (2) JA香川県ならびに当会が農業金融相談窓
口としてそれぞれ「農業金融センター」を設
置し、JAのサポート指導機能、農業法人等への融
資相談機能の拡充、強化を図っています。

JA香川信連農業金融センター
(0120-831-550)

- (3) JAバンクの農業融資担当者等の資金相談・
経営相談への対応力向上につなげ、農業者の
一層の満足度向上を図ることを目的として、「JA
バンク農業金融プランナー」を配置しています。

2. 農業担い手のニーズに応えるための取組み

地域の農業者との関係を強化し、地域農業を
振興するため主に下記の各種施策に取り組んで
います。

農業担い手への的確な資金対応と安定経営に

向けたコンサルティング機能の発揮は必須の取組
みと位置づけ、総合事業体としての特性を活かし
たソリューションを提供し、農業者・食農関連企業
への資金対応とコンサル機能を発揮する担い手コ
ンサルティングを実践しています。

3. 農業所得増大・県内食料自給率向上への取組 み支援

当会は、JAグループが行う地産地消の推進等
による県内食料自給率の向上、流通コストの低減
等による農業所得の増大を図る取組みを支援して
います。

4. 投資事業(アグリシードファンド)

国内農業・環境(ビジネス)の発展・成長に貢献
するため、農業振興・環境貢献に取り組む農業法
人を、ファンドを通じてサポートしています。

5. 事業間連携の強化

JAグループの強みである多方面にわたる事業
のなかでも、信用事業と営農経済事業の連携を強
化し、農業融資を軸とする資金面と農業技術指導
を軸とする営農指導面を融合させることで、総合
力を活かした担い手支援に積極的に取り組んで
います。

6. 農業資金に対する利子補給事業・保証料助成

- (1) 厳しい経営環境に直面する担い手に対して、
その借入負担の一部を軽減することにより、農
業経営の安定化・効率化を支援しています。

担い手の多様な資金ニーズに対応するた
め、当会では、JAバンクとして取り組む全国共通
の「利子補給事業」の指針に基づき、県域独自
の利子補給事業を展開し、担い手の支援を実
践しています。

- (2) 大規模な自然災害や農業資材等価格高騰
対策として、農業者等の緊急経営支援を目的と
した、「JAバンク香川災害緊急特別対策保証
料助成」・「JAバンク香川災害緊急特別対策利

子補給」制度の取扱いをしています。

7. 農商工連携事業

農業と商工業の連携強化を支援するため、県・市町村・(公財)かがわ産業支援財団と連携を図り、農産物の魅力とブランド力を発信するイベントの企画・開催などの活動を通じて、地域社会の発展のために努めています。

◇商談会・ビジネスマッチング

香川県の農林水産物の販路拡大および認知度、ブランド力向上を図るために、県・市町村・(公財)かがわ産業支援財団と連携し、スーパーマーケット・トレードショー2026をはじめ香川県食品商談会等、県内外で開催された3商談会に参画しました。

当会はこのような商談会やビジネスマッチングの場を提供することにより、6次産業化や農商工連携への支援、農業の発展に貢献しています。



スーパーマーケット・トレードショー2026の様子

8. JAバンク食農教育応援事業

地域の小学生へ、食農・環境・金融経済の教育活動を通じて農業への理解を広げるため、JAバンク食農教育応援事業として、JA、当会、農林中央金庫が連携し、(一社)JAバンク・アグリエコサポート基金の費用拠出によって製作された補助教材「農業とわたしたちの暮らし」を贈呈しています。この取り組みは今年で19年目を迎え、県下の小学校149校の小学5年生に8,890冊、特別支援学校等に特別支援教育版「農業とわたしたちの暮らし」24

冊を届けました。

■「くらし」領域における取り組み

お客さまの豊かなくらしの実現に向けたライフプランサポートの実践、金融サービス・施策の提供に取り組んでいます。

1. JAバンクローンの推進

JAバンク香川では、お客さまのさまざまなライフプランやニーズに合わせて、各種ローンを品揃えています。住宅の新築・購入をはじめ、増改築・外装工事などさまざまな用途にご利用いただける住宅ローン(金利優遇措置あり)、自動車やバイクの購入、修理・車検費用などカーライフに関するあらゆる用途にご利用いただけるマイカーローン、その他お客さまのニーズにお応えするために各種ローンをご用意しています。

2. 資産形成・運用の推進

税制面でメリットのあるiDeCo、自由度の高い運用で効率的な資産形成が期待できる新NISAの提案活動強化に向けて、各種研修会を通じて、お客さまのニーズに応じた最適なライフプランの提案を行うための人材育成に努めています。

■「地域」領域における取り組み

農業振興、地域の課題・住民ニーズに即した地域活性化への取り組みを行っています。

1. 地方創生への取り組み

当会は、地方創生への取り組みに積極的に関与するため、香川県が策定した「かがわ創生総合戦略」の政策目標のうち「農林水産業の担い手の確保・育成」に呼応し、JA香川県の農業インターン修了者が新規就農に従事する場合、当会が営農費用の一部を助成することにより、就農直後の経営の安定化を図ることを目的として、「JAバンク香川新規就農助成要領」を平成28年4月1日に制定して以降、令和8年3月末現在で85名に対し、助成を行いました。今後もJA香川県担い手サポート

センターおよび各農業金融センターと連携し、JA自己改革が目指す農業振興による農業所得の増大と地域活性化に貢献していきます。

■金融円滑化への対応

当会は農業者の協同組織金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して、必要な資金を円滑に供給していくことを、最も重要な役割のひとつとして位置づけており、お客さまからの借入れ条件変更等のご相談やお申込には、引き続き真摯かつ丁寧に対応するとともに、経営相談に積極的かつきめ細かく対応することで経営改善への取組みを支援しています。

■「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当会は、「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、遵守するための態勢整備を実施しています。

お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに即した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めています。また、令和4年12月に政府から示された「経営者保証改革プログラム」を踏まえ、保証を徴求する際の手続きを厳格化することによって、個人保証に依存した融資を抑制し、事業者・保証人のお客さまの納得感を向上できるように取り組んでいます。

■お客さま本位の業務運営に関する取組方針

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会は、この理念に基づき、金融庁公表の「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、会員または会員の組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定し、取り組んでいます。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供

- (1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。

投資信託商品の選定にあたっては、商品を組成する投資運用会社においてプロダクトガバナンスの実効性が確保されていることを確認のうえ、「JAバンクセレクトファンド」として厳選した商品ラインアップをご提供します。また、金融商品の組成・販売全体でお客さまの最善の利益を実現するため、JAバンク全体として、金融商品を購入したお客さまの属性および販売状況に関する情報等を投資運用会社に提供するなど情報連携を行います。

なお当会は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3、6、7)、補充原則1～5本文および(注)】

2. お客さま本位のご提案と情報提供

- (1) 当会では、お客さまとの長期的な相互信頼関係構築のため、対話を重ねることでお客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的を丁寧に確認し、属性・適合性を判断したうえで、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。金融商品のご案内時には、販売手数料の多寡に関わらず、お客さまのライフプランに合った適切な商品をご案内いたします。【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1～5)】

- (2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。また、パンフレットやホームページについて

は、分かりやすい表現を徹底します。特に高齢のお客さまに対しては、理解度を十分に確認しながら丁寧な説明を心がけ、慎重に対応いたします。【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1～5)】

- (3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。また、投資信託のご案内の際には、当会で取扱う主なファンドの特徴や手数料、運用状況等を一覧で確認できる資料等を用いてご説明します。【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1～5)】

3. 利益相反の適切な管理

- (1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。利益相反が生じやすい場面(手数料の

高い商品のみを推奨する等)において、重要情報シート等の活用により利益相反が生じる可能性等を具体的にご説明します。【原則3本文および(注)】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) お客さまの多様な資産運用等のニーズに対し、的確なコンサルティングを提供し、堅確な事務を行うため、研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。【原則2本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

※ 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応を示しています。



社会的責任と貢献活動



■地方自治体・関係団体等への協力

当会は、地域金融機関として、国税・地方税の収納をはじめ、県指定代理・高松市収納代理金融機関としての役割を果たす一方、各種年金受取や各種公共料金等の口座振替、給振・財形の元受機関、国民年金保険料の収納事務などの業務を行っています。

■ポスターコンクール

当会は、小学生たちが農作業をしている家族や農業にかかわる人々をモチーフに描写することを通じて農業に関心を持ち、自然を大切にすることを願って、県下の小学生を対象に、毎年「貯蓄に関するポスターコンクール」を実施しています。この取組みも令和7年度で58回を数え、県下の小学校109校から1,335点もの作品の応募がありました。厳正な審査の結果、入選作品を選定し、サンポート高松において表彰式ならびに作品展示会を行いました。当会理事長賞作品は本誌裏表紙に掲載しています。



「貯蓄に関するポスターコンクール」表彰式

■環境美化活動

当会の環境美化に対する自主的な取組みとして、職員によるJAビル周辺の清掃を行っています。

■環境保全への取組み

当会は、森林資源の有効活用としてコピー用紙は、FSC認証紙を使用しています。

さらに、CO2排出量を少しでも抑制するため、役職員が使用する推進車は環境にやさしいハイブリッド車を導入しています。

■地球にやさしいオフィス登録

ゴミの減量・資源化に取り組んでいる当会は、高松市が募集する「地球にやさしいオフィス」に登録され、その実績を通して地球環境の保全に努めています。

■日本赤十字社の献血への参加

地域社会の一員として、当会をはじめとするJAグループ役職員による献血を年数回実施しており、当会は「献血サポーター」にも登録され、積極的に協力しています。

■エコキャップ、プルタブ回収活動

当会は、ペットボトルキャップの回収活動を通じて支援事業団体に協力する「エコキャップ回収活動」に賛同し、協力しています。

また、車椅子を贈呈する「プルタブ回収活動」に賛同し、全役職員で取り組んでいます。

■使用済み切手・外国コイン回収運動への協力

当会は、県内の協同組合が連携して取組む社会貢献活動として、かがわ協同組合連絡協議会が行う使用済み切手および外国コイン回収活動へ協力しています。使用済み切手については、これまで累計で計2,818.6gを、外国コインについては、平成28年10月の取扱開始から令和7年12月の間に計914gを回収して香川県ユニセフ協会へ贈呈しました。

■食の安全・安心への取組み支援

当会は、JAグループが行う安全・安心な食料を地域社会に安定的に供給し、健康で豊かな人間性を育む健全な食生活を支えていく事業に参画するとともに、地域農業の振興と発展を目的とした農業担い手育成・対策事業にも取組み支援をしています。

■体験型インターンシップ

香川大学では、地域社会の期待に応える有為な人材を育成するため、学外のフィールドでの学習を体験することで社会のリアリティに触れ、学生の知識・技

能・態度を実践の中で鍛えあげることが目的とした「体験型インターンシップ制度」を実施しています。当会と同制度に賛同し、制度創設時から継続的に学生の受入れを実践しており、地元大学の取組みを強力にサポートしています。

■『健康経営優良法人2026（中小規模法人部門）』事業所の認定

当会は、協会けんぽ香川支部が香川県との「健康づくり推進のための包括的連携に関する協定」に基づく協働事業として、平成28年8月から取扱いが開始された「事業所まるごと健康宣言」に参画し、平成29年度「健康経営取組事業所」として認定されています。

平成30年度より日本健康会議による認定制度である「健康経営優良法人」の取組みに参画し、令和7年度についても引き続き「健康経営優良法人2026（中小規模法人部門）」に認定されています。

■『子育て行動計画策定企業』の認定

当会は、平成28年2月に香川県の「子育て行動計画策定企業」(第156号)に認証され、「働きやすい職場環境づくり」に取り組んでいます。

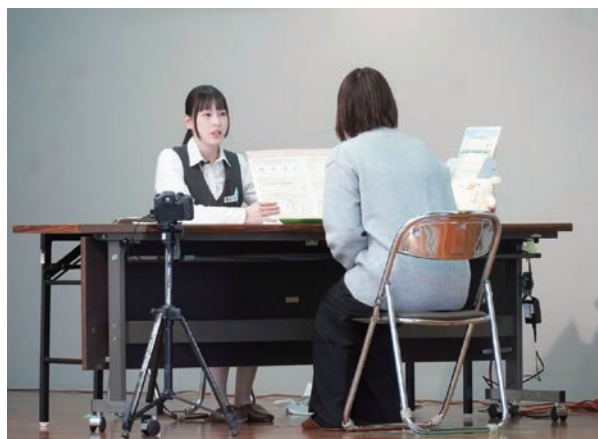
現在は、令和9年3月31日までの2年間を計画期間とした第5回一般事業主行動計画を新たに策定し、毎週水曜日のノー残業デーと、月2回の部署別ノー残業デーの設定、更には年4回の部署別ノー残業ウィークを設けています。また、ブリッジホリデー・プラスワンホリデー制度を活用して年次有給休暇の取得促進を図るとともに、男性職員にも育児休業の積極的な取得を呼びかけるなど、職員のワークライフバランスの充実に向けて取り組んでいます。

トピックス (TOPICS)

4 質の高い教育を
みんなに

■窓口ロールプレイング大会

「店舗に足を運んでくださるお客さま」に最良のサービスを提供できるよう、JA香川県が実施している窓口セールス研修とタイアップした「窓口ロールプレイング大会」を令和7年11月20日に開催しました。



窓口ロールプレイング大会

■JAバンク香川信用事業推進研修会

JAバンク香川は、「JAバンク香川中期戦略」を策定し、『「農業とくらしに貢献し、選ばれ、成長し続けるJAバンク」の実現』を基本目標として、JA、農林中央金庫ならびに当会が一体となってさまざまな取組みを行っています。

令和7年度は、この中期戦略に基づき、農業メインバンク・生活メインバンク機能の強化をはじめ、JA・信連の一体性を強化した取組みを進めていくために、令和7年9月18日から19日にかけて信用事業推進研修会を実施しました。



JAバンク香川信用事業推進研修会

■プレミアムライブ2026の開催

ブレ年金層ならびに既受給者層を対象とした「プレミアムライブ2026」を令和8年2月7日にレクザムホールで開催し、応募者総数13,762名のなかから抽選で3,694名を招待しました。ライブでは天童よしみさんが歌を、坂本冬休みさんがものまねを披露し、ステージと観客席が一体となって大いに盛り上がりました。

令和8年度も、「プレミアムライブ2027」として令和9年2月23日に開催予定です。



プレミアムライブ2026

■年金推進研修会

涉外担当者の年金口座に対する意識の高揚、年金受給予定者の「請求手続」による獲得の強化等を目的とした年金推進研修会を実施しました。

■経営力の強化と人材育成の取組み

当会は、社会的責任と公共的使命を果たし地域社会から信頼を確立するために、毎年度、当会ならびに県内JAの役員、幹部職員を対象にコンプライアンス研修会を開催するなど、コンプライアンスの実践に役職員一丸となって取り組んでいます。

さらに、『人事管理の基本方針』等に基づき、人材育成にも積極的に取り組んでおり、「階層別研修会」をはじめ、階層の枠を超えた「コンプライアンス研修会」、役職員の健康管理に関する「衛生講習会」等を開催するなど、あらゆる機会を通じて経営力の強化と人材育成に取り組み、役職員の総合力発揮を目指しています。

■「詐欺被害防止等の連携に関する協定書」の締結について

当会は、香川県警察本部と「詐欺被害防止等の連携に関する協定書」を締結し、防犯対策の連携強化を図っています。これは、お客様の大切な資産を金融犯罪からお守りするため、香川県警察本部からの指導により、お客様から一定基準に該当する高額な現金出金や振込のお申し出を受けた場合等には、職員からお声がけをさせていただくほか、詐欺被害未然防止および被害拡大に対処するため警察への通報を行うことが求められています。

今後も、香川県内の詐欺被害防止に向けて、警察と一体となった取組みを進め、地域の安心・安全の確保に努めてまいります。

事業・商品・サービスのご案内

■貯金業務

貯金は、当会の資金調達を担う重要な業務です。そして、当会の貯金には、一般銀行と異なる特色があります。

それは、貯金残高の大部分が、JA香川県をはじめとする当会への出資団体である会員からの預け入れであるということです。

元をたどれば、会員から預け入れられる貯金の大部分は、JA香川県の組合員、すなわち農業に携わる人々をはじめ、JAを利用されている方々からの貯金

です。つまり当会の貯金は、JAを利用される方々がJAを通じて預け入れられたものです。

JAは、貯金の大部分を農業に携わる人々からお預かりしていますが、農家の方だけでなく、地域の金融機関として、どなたでもご利用いただけます。当会でも、JAや農業関係団体だけでなく、地公体、企業等の法人からも当座性貯金、定期性貯金をお預かりしています。

また、公共料金、国税、県税、各種料金、国民年金保険料の支払い等もご利用いただけます。

貯金の種類	内 容	お預け入れ期間	最低預入額
当座貯金	小切手、手形の支払資金となるもので、主に企業が営業資金の決済口座として使用します。 日々の決済などのため、出し入れが頻繁で、いつでもお支払に応じる必要があることから無利息となっています。 なお、令和7年度より新規口座開設の受付を停止し、令和8年度より小切手、手形の発行を停止しています。	期間の定めはございません	1円以上
総合口座	普通貯金に各種定期貯金をセットすることができ、普通貯金の残高不足の場合にはセットした定期貯金を担保に一定の範囲内で自動融資が受けられます。「預ける(引き出す)」「貯める」「受け取る」「支払う」「借りる」の5機能を備えています。 なお、決済用貯金は無利息です。	期間の定めはございません	1円以上
普通貯金	預け入れ、引き出しが自由な最も一般的な貯金で、給与・年金・配当金等の自動受取口座に指定できます。公共料金等の自動支払い、家計簿サービスの取扱いができ、キャッシュカードでの入出金も可能です。 貯蓄貯金および定期貯金へ資金移動させるスウィングサービスの取扱いができます。 なお、決済用貯金は無利息です。	期間の定めはございません	1円以上
貯蓄貯金	普通貯金同様に出し入れ自由です。貯金残高に応じた利率が適用され、キャッシュカードでの入出金も可能です。 普通貯金および定期貯金へ資金移動させるスウィングサービスの取扱いができます。 なお、公共料金等の自動支払、および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取りにはご利用できません。	期間の定めはございません	1円以上
通知貯金	多額の資金の短期運用に適しています。引き出しに事前の通知が必要な貯金です。	期間の定めはございません(ただし、7日間の措置期間が必要です)	5万円以上
スーパー定期貯金	1か月から10年まで様々な預入期間を選択でき、確定金利で、安全・確実な定期貯金です。 個人の方には、有利な半年複利型(預入期間は3年以上5年以内)もあります。	1・2・3・6か月 1・2・3・4・5・7・10年の 定型方式 および1か月超10年未満の 期日指定方式	1円以上
大口定期貯金	1,000万円以上の資金を有利に運用できる定期貯金です。1か月以上10年以内で自由な運用期間を設定できます。	1・2・3・6か月 1・2・3・4・5・7・10年の 定型方式 および1か月超10年未満の 期日指定方式	1,000万円以上
変動金利定期貯金	スーパー定期貯金や大口定期貯金が固定金利貯金であるのに対して、変動金利定期貯金は6か月毎に適用金利が変更されます。個人の方のみご利用が可能で、6か月毎の複利型となっています。	3年	1円以上
譲渡性貯金	1,000万円以上の大口資金の短期運用に適した貯金です。満期前に譲渡することも可能ですが、中途解約はできません。	1・3・6か月 1・2・3・4・5年の定型方式 および7日以上5年未満の 期日指定方式	1,000万円以上

■融資業務

県内の地域金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金、経済の発展を促進するための中小企業等に対する運転・設備資金に対応しております。特に農業における担い手に対しては、系統組織全体で金融支援を行うためにJAと連携し、資金メニューの充実等に取り組んでいます。

また、地域金融機関としての役割から、地方公共団体、農業関連産業、地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を融資し、農業の振興はもとより、地域社会発展のために貢献しています。

株式会社日本政策金融公庫資金等の代理貸付も取扱っています。

資金名	目的・資金使途	対象者	期 間
アグリマイティー資金	農業生産・農作物の加工・流通・販売または地域の活性化・地域農業振興を応援する低利の資金です。	会員・会員の組合員・農業者等	最長20年
地場中小企業貸出	地場中小企業の資金需要に対応する無担保、無保証人の資金です。最高限度額は30百万円です。	一般法人	最長5年
正会員の組合員に対する貸出金	JAの組合員に対して、農業資金、農業外資金、その他の資金を融資します。	JAの組合員	最長25年
地方公共団体等に対する貸出金	地方公共団体等が県民の福利増進のために行う事業に必要な資金に対応します。	地方公共団体 公社・公団	最長30年
地方公共団体等転貸資金	JAが地方公共団体等に融資する資金の原資に対応します。	JA	最長30年
住宅ローン	大型・二世帯住宅ローンなど、住宅建築をバックアップするローンです。	一般個人	最長35年
リフォームローン	既存住宅の増改築、改装、補修および付帯する施設に対応する資金です。	一般個人	最長10年 6か月
シンジケートローン	事業会社の比較的大口の資金需要に対応する資金です。	事業会社	最長10年
仕組みローン	市場金利などの動向により、償還形態等が変動する仕組みを組合わせた貸付形態の資金です。	一般法人 金融機関	最長10年
災害復旧支援資金	被災した地域や地場企業に対し復旧支援を図る資金です。	一般個人 事業会社	最長10年
優遇貸出	地域経済の活性化等を目的に優遇金利・無担保・無保証の融資枠を設定して実行する資金です。	県内地場 優良企業	最長10年
一般資金	既製の制度では対応できない資金需要に対応します。いわばオーダーメイドの融資です。	一般法人・個人	最長35年
制度資金等	農業近代化資金等、国・県・市・町等が定める制度の適用を受けた事業に対する貸出です。	制度資金の 定めによる	制度資金の 定めによる

■登録金融機関業務

当会は、国債窓口販売(新型窓口販売方式)、個人向け国債の窓口販売を行っています。

また、多様化する資金運用ニーズに応えるため、国内外の債券、株式等に投資する投資信託、受益証券の窓口販売を行っています。商品概要等、詳しい内容につきましては、窓口までお問い合わせください。

今後とも、お客さまの資産運用ニーズにお応えできるようサービス機能の充実に努めてまいります。

■各種サービス

・JAキャッシュサービス

全国どこのJAバンクでもキャッシュカード1枚でATMから現金の引き出し、預け入れ、残高照会、カードローンの借入れができます。自動化機器は当会単独設置のほか、他の金融機関との共同設置もしています。

また、全国のJAバンクATMにおいて、現金の引き出しおよび預け入れを終日無料としており、キャッシュカードでのご利用が便利になっています(ただし、一部の共同設置ATM等は対象外となります)。

さらに、全国のJAバンクATMで、JAバンクのキャッシュカードによる振込がご利用いただけます。

・JAカード(クレジットカード)

サインひとつでショッピングができるJAのクレジットカードは、「JAならでは」の特典を始めとしたお得なサービスを受けることができます。

また、全国のJAバンクをはじめ提携金融機関・コンビニATM・CDでの自動キャッシングのご利用および海外のATM・CDでは現地通貨でのキャッシングもご利用いただけます(あらかじめ設定いただいたキャッシング利用可能枠の範囲内でのご利用となります)。

・ICキャッシュカード

盗難・偽造被害を防止するために、県内におけるICキャッシュカードおよびJAカード(一体型)による取扱いをしています。お客さまがICキャッシュカード等を使用することにより、高いセキュリティが確保され、さら

に安心してご利用いただけるよう、県下のJAが設置しているATMは全てIC化対応となっています。

また、キャッシュカードからICキャッシュカードおよびJAカード(一体型)への更新手数料を「無料」で行っています。

・業態間キャッシュサービス(MICS)

全国の都銀、地銀、信託銀行、第2地銀、信金、信組、労金との間で相互利用の提携(MICS)を実施し、JAバンクのキャッシュカードによる、現金の引き出し、残高照会がご利用できます(残高照会の手数料は、ATM稼働時間であれば、時間帯にかかわらず無料でご利用いただけます)。

・デビットカード(J-Debit)サービス

小売店、家電量販店での買い物や飲食等の代金を全国の「J-Debitマークのある加盟店」でJAバンクのキャッシュカードを使ってお支払いいただけます。

・他金融機関設置ATMにおけるカード振込

JAバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、他金融機関設置ATMにおいてカード振込をご利用いただけます(ただし、一部金融機関は対象外となります)。

・その他提携先とのキャッシュサービス

JAバンク香川のキャッシュカードをお持ちのお客さまは、三菱UFJ銀行、セブン銀行、ローソン銀行、イーネット、JFマリンバンク、ゆうちょ銀行のATMによる現金の引き出し、残高照会がご利用できます(セブン銀行・ローソン銀行・イーネット・ゆうちょ銀行のATMでは預け入れもご利用できます)。

※ なお、業態間キャッシュサービス(MICS)およびその他提携先とのキャッシュサービスについては、土曜・日曜・祝日最大で8時から21時までご利用いただけます(ATM稼働時間は、キャッシュサービスコーナーによって異なる場合があります。手数料は「主なキャッシュサービス提携先の手数料一覧」を参照ください)。

主なキャッシュサービス提携先の手数料一覧

提携先でJAバンク香川のキャッシュカードをご利用された場合

(令和8年7月1日現在)

キャッシュサービス提携手数料				
ご利用内容	提携先	平日 8:45～18:00	土曜日 9:00～14:00	平日・土曜日の その他時間帯および 日曜日・祝日
出 金	三菱UFJ銀行	無料	110円	
	セブン銀行・ローソン銀行・ イーネットATM	無料		110円
	JFマリンバンク	無料		
	ゆうちょ銀行	無料	110円	
	その他(MICS提携)	110円	220円	
入 金	セブン銀行・ローソン銀行・ イーネットATM	無料		110円
	ゆうちょ銀行	無料		

- (注) 1. 上記各種手数料は、消費税等(10%)が含まれております。
 2. 祝日が土曜と重なる場合は、日曜・祝日その他時間帯のご利用手数料となります。
 3. ご利用の金融機関・ATMにより、手数料が異なる場合がございます。詳しくは、ご利用ATMの掲示等でご確認ください。

・為替サービス

全国のJA、信連、農林中央金庫の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網を結び、安全・確実・迅速に内国為替取引を行っています。

また、ATMでの為替振込も取扱っています。

・給与振込サービス

給与・ボーナスがお客さまのご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金は、キャッシュカードにより必要なときにお引き出しいただけます。

・自動受取サービス

国民年金・厚生年金等各種年金、配当金などがお客さまの口座に自動的に振り込まれます。その都度お受け取りに出かける手間も省け、振込指定日忘れのご心配ありません。振り込まれた資金は、キャッシュカードにより必要なときにお引き出しいただけます。

・自動支払サービス

電気(四国電力、中国電力)・電話(NTT、各種携帯電話)・NHK放送受信料等公共料金のほか、香川県立高校授業料、各種クレジット代金など、お客さまのご指定いただいた普通貯金(総合口座)、当座貯金から自動的にお支払いいたします。

・マリンネット代金回収サービス

お客さまの集金事務の合理化・資金管理を積極的にご支援させていただくため、香川県内に本店を有する7金融機関と近県地銀14行およびゆうちょ銀行のお取引口座を利用して、迅速・正確にお客さまの代金を一括処理する便利なサービスです。

・株式払込金受入サービス

会社設立、増資の払込金をお預かりいたします。

・JAネットバンクサービス

24時間、いつでも、どこでも、JAの窓口やATMコーナーへ来店いただかなくても、インターネットを利用できるパソコンおよびスマートフォンを使用して、各種サービス(残高照会や振込・振替、ペイジー(税金・各種料金払込サービス)、定期貯金など)をご利用いただけます。

また、マネーフォワードと連携した家計簿アプリ「マネーフォワード for JAバンク」を利用することで、家計の管理、入出金の管理がより簡単、便利になります。

・法人JAネットバンクサービス

JAの窓口に来店いただかなくても、インターネットを利用できるパソコンを使用して、各種口座照会や資金移動サービスのほか、伝送サービスによる総合振込、給与・賞与振込、口座振替等の各種サービスをお気軽にご利用いただけます。

・JAデータ伝送サービス (AnserDATAPORT方式)

専用回線を利用して、パソコンやホストシステムから総合振込、給与・賞与振込、口座振替等のサービスをご利用いただけます。高速かつ短時間で大容量の取引が可能であり、高いセキュリティで伝送することが可能です。

・マルチペイメントネットワーク(MPN) サービス

窓口での収納、ATMおよびJAネットバンクを利用し

て、電気、ガス、電話等の公共料金や税金、通信販売等の支払いができ、即時に収納機関(官公庁、地公体、収納企業)に通知されるサービスを行っています。

・定時自動送金サービス

学費・生活費の仕送り、企業の資金回送、家賃の支払い等、お客さまが指定した日に指定された振込金額を指定口座から引き落とし、受取人口座に振り込むサービスを行っています。

・でんさいサービス

「でんさい」とは、手形・振込に代わる新たな決済手段で、ペーパーレスのため手形と比べて安心安全・効率的・経済的です。ご利用にあたっては、「法人JAネットバンク」のご契約があらかじめ必要となります。

・JAバンク投信ネットサービス

利便性向上のためJAバンク投信ネットサービスを取扱っています。これまで窓口での対面取引に限った投資信託取引(投資信託口座の開設、買付等)を、インターネットに接続可能なパソコンやスマートフォンからご利用いただける便利なサービスです。

・JAバンクアプリ

JAバンクアプリは、口座残高・入出金明細を好きな時に確認できます。同アプリ内のPayB支払機能を利用して、払込票からバーコード・地方税統一QRコード(eL-QR)を読み込んで税金・公共料金等の支払いが簡単にできる便利なサービスです。

また、通帳を発行する代わりに、JAバンクアプリ上で口座残高や入出金明細を確認でき、通帳レス口座としてご利用いただけます。

・JAバンクアプリプラス

JAバンクアプリプラスは、スマートフォン等に本アプリをダウンロードすることにより、口座照会・振込等のサービスやJAネットバンクの各種サービスをご利用いただける便利なサービスです。

ATM設置状況

(令和8年7月1日現在)

区 分	店 舗 内	店 舗 外
JAバンク香川	104台	73台

(令和8年7月1日現在)

A T M 利 用 手 数 料 (入出金)				
ご利用 内容	ご利用カード等	平日 8:45～18:00	土曜日 9:00～14:00	平日・土曜日の その他時間帯および 日曜日・祝日
出 金	JA・JFマリン(全国) 発行のキャッシュカード	無料 ただし、他金融機関と共同で設置しているATMについて、 一部有料となる場合がございます。		
	三菱UFJ銀行発行の キャッシュカード (12/31は曜日を問わず 日・祝日扱いとする)	無料	110円	
		ただし、他金融機関と共同で設置しているATMについて、 一部有料となる場合がございます。		
		JA・JFマリン・三菱UFJ銀行 発行以外の キャッシュカード (ゆうちょ銀行を除く)	110円	
入 金	当会および JA香川県発行の キャッシュカード・通帳	無料		
	県外JA発行の キャッシュカード			
		JA発行以外の キャッシュカード	ご利用できません。	

(注) JAバンク香川のATMにおいてキャッシュカードをご利用された場合の手数料です。
各種手数料は、消費税等(10%)が含まれております。

主な手数料一覧

(注)各種手数料は、消費税等(10%)が含まれております。

(令和8年7月1日現在)

内 国 為 替 の 取 扱 手 数 料						
			系統金融機関あて		他行あて	
振込手数料	窓口利用	文書扱い	1件につき	550円	1件につき	880円
		電信扱い	(光ディスク扱	220円)	(光ディスク扱	440円)
	JAネットバンク ・ADP	5万円未満	1件につき	110円	1件につき	275円
		5万円以上	1件につき	220円	1件につき	330円
		口座振込	1件につき	33円	－	
定時自動送金 手数料	5万円未満		1件につき	220円	1件につき	385円
	5万円以上		1件につき	440円	1件につき	550円
代金取立 手数料	電子交換		1件につき		880円	
	個別取立		1件につき		1,100円	

(令和8年7月1日現在)

その他の諸手数料			
訂正・組戻手数料(振込)	1件につき		880円
不渡手形返却料	1通につき		1,100円
取立手形組戻料	1通につき		1,100円
取立手形店頭呈示料	1通につき ただし、1,100円を超える取立経費を要する場合は、その実費をいただきます。		1,100円
通帳・証書再発行手数料	1通につき		1,100円
ICキャッシュカード(クレジット一体型を含む) 再発行手数料	1枚につき ただし、キャッシュカードから、ICキャッシュカードおよびクレジット一体型ICキャッシュカードへの更新手数料については無料です。		1,100円
残高証明書発行手数料	定例発行	1通につき	220円
	都度発行	1通につき	550円
取引履歴照合表発行手数料	1通につき		1,100円
個人情報開示手数料	1件につき		660円
国債等公共債口座管理手数料	1口座につき年額 ただし、当分の間免除しております。		1,320円
JAネットバンク利用手数料	1口座につき毎月 ただし、当分の間免除しております。		110円
法人JAネットバンク利用手数料	基本サービス(照会、振込サービス)月額利用料		880円
	基本サービス+データ伝送サービス月額利用料		2,200円
JAデータ伝送サービス(ADP) 利用手数料	保守料なし	基本サービス月額利用料 通知サービス月額利用料	3,300円 5,500円
	保守料込	基本サービス月額利用料 通知サービス月額利用料	5,500円 7,700円
媒体持込手数料	帳票	受付1回あたり	5,500円
	QR伝票	受付1回あたり	3,300円
	光ディスク	受付1回あたり	2,200円
未利用口座管理手数料	令和3年10月1日以降に開設された 普通・貯蓄貯金口座のうち2年以上 ご利用のない残高10,000円未満の口座		1口座につき年額 1,320円

商品利用の留意事項

当会の金融商品をご利用されるにあたっての主な留意事項等は次のとおりです。

■金利変動リスク

・「変動金利定期貯金」

変動金利定期貯金は、6か月ごとに適用金利が変更されるため、金利水準が低下すれば、当初予想された受取利息より少なくなる可能性があります。

・「住宅ローン」

住宅ローンには固定金利型住宅ローンと変動金利型住宅ローンがあり、固定金利型は契約時の利率が最終償還日まで適用されますが、変動金利型の場合は6か月ごとに適用利率が変更されますので、金利水準が上昇すれば当初の返済予定額に比べて増額される場合があります。

■中途解約によるリスク

貯蓄商品を期日前に換金(解約)する場合、適用利率が低くなるうえに、非課税の恩恵を受けられなく

なるもの、または元本割れを生じるものがあります。

・「国債」

国債は期日まで保有すれば額面どおり受け取ることができますが、期日前に売却する場合、金利水準によっては元本割れを生ずる場合があります。

また、個人向け国債についても期日まで保有すれば額面どおり受け取ることができますが、期日前に換金する場合、お支払い済みの利子額を中途換金調整額が上回ると、元本を割り込むことがあります。

・「投資信託」

投資信託は貯金保険の対象ではなく、証券会社以外で取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象でもありません。また、値動きのある証券に投資します(また、外貨建資産にはこのほかに為替変動もあります。)ので基準価額が変動し、元本および利息を保証するものでもありませんから、投資した資産の価値が減少するリスクがあります。



財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和7年3月末	令和8年3月末
(資 産 の 部)		
現 金	293	491
預け金	793,488	752,959
系統預け金	793,285	752,756
系統外預け金	203	203
金銭の信託	88,076	52,688
有価証券	756,436	769,851
国債	318,346	395,779
地方債	—	2,752
社債	52,049	57,343
外国証券	68,179	84,808
株式	22	22
受益証券	317,066	228,613
投資証券	772	532
貸出金	48,760	49,507
証書貸付	15,109	13,205
当座貸越	4,396	7,046
金融機関貸付	29,255	29,255
その他資産	9,223	26,364
差入保証金	0	0
金融派生商品	4,771	11,490
仮払金	315	159
未収金	968	501
その他の資産	306	301
未収収益	2,238	3,411
前払費用	5	4
約定取引未決済貸	616	10,494
未決済為替貸	0	1
有形固定資産	263	258
建物	27	23
土地	218	218
その他の有形固定資産	18	16
無形固定資産	63	34
ソフトウェア	63	34
外部出資	98,553	97,415
系統出資	97,796	96,658
系統外出資	756	756
前払年金費用	3	5
繰延税金資産	4,393	2,854
債務保証見返	223	247
貸倒引当金	△ 192	△ 142
(うち一般貸倒引当金)	(△ 116)	(△ 19)
(うち個別貸倒引当金)	(△ 76)	(△ 122)
外部出資等損失引当金	△ 428	—
資産の部合計	1,799,160	1,752,536

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和7年3月末	令和8年3月末
(負 債 の 部)		
貯 金	1,617,606	1,563,022
当座貯金	5,120	4,562
普通貯金	2,636	2,150
通知貯金	260	—
別段貯金	209	134
定期貯金	1,609,378	1,556,173
債券貸借取引受入担保金	32,884	27,214
借入金	3,700	700
代理業務勘定	0	0
その他負債	8,345	20,745
未払法人税等	215	250
貯金利子諸税その他	2	2
金融派生商品	182	670
金融商品等受入担保金	1,885	6,740
仮受金	9	9
未払金	3	2
未払費用	6,040	8,102
前受収益	3	2
約定取引未決済借	—	4,963
未決済為替借	2	0
諸引当金	2,124	2,133
相互援助積立金	2,068	2,068
賞与等引当金	21	22
役員退職慰労引当金	33	42
繰延税金負債	—	—
債務保証	223	247
負債の部合計	1,664,884	1,614,063
(純 資 産 の 部)		
出資金	28,418	28,417
利益剰余金	116,784	117,082
利益準備金	38,340	39,200
その他利益剰余金	78,444	77,882
JAバンク積立金	12,383	12,583
有価証券価格変動積立金	4,460	4,660
経営安定化対策積立金	1,000	1,000
特別積立金	55,852	55,852
当期末処分剰余金	4,748	3,786
(うち当期剰余金)	(4,257)	(3,467)
会員資本合計	145,202	145,500
その他有価証券評価差額金	△ 6,374	△ 4,775
繰延ヘッジ損益	△ 4,552	△ 2,251
評価・換算差額等合計	△ 10,926	△ 7,026
純資産の部合計	134,276	138,473
負債および純資産の部合計	1,799,160	1,752,536

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度		令和7年度	
	自 令和6年4月 1日	至 令和7年3月31日	自 令和7年4月 1日	至 令和8年3月31日
経常収益		37,290		39,213
資金運用収益		10,752		15,565
貸出金利息		201		488
預け金利息		318		1,627
有価証券利息配当金		4,813		8,050
その他受入利息		5,419		5,397
(うち受取奨励金)	(	5,419)	(	5,397)
(うち受取特別配当金)	(	－)	(	－)
役務取引等収益		64		36
受入為替手数料		53		23
その他の受入手数料		1		1
その他の役務取引等収益		9		10
その他事業収益		10,261		10,536
受取出資配当金		1		1
受取助成金		7		5
国債等債券売却益		7,042		2,719
金融派生商品収益		3,210		7,809
その他経常収益		16,212		13,075
株式等売却益		7,991		5,398
金銭の信託運用益		8,154		7,593
その他の経常収益		67		83
経常費用		32,414		34,354
資金調達費用		11,179		13,668
貯金利息		636		3,394
その他支払利息		10,542		10,274
(うち支払奨励金)	(	10,533)	(	10,254)
役務取引等費用		99		72
支払為替手数料		41		17
その他の支払手数料		53		50
その他の役務取引等費用		4		4
その他事業費用		13,349		14,043
支払助成金		294		335
国債等債券売却損		11,655		10,414
国債等債券償還損		1,399		3,293
経 費		1,561		1,709
人件費		499		522
物件費		1,015		1,143
税 金		45		43
その他経常費用		6,224		4,860
貸倒引当金繰入額		45		－
債権売却損		99		－
株式等売却損		－		701
金銭の信託運用損		5,611		4,152
その他の経常費用		468		6

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
	自 令和6年4月 1日 至 令和7年3月31日	自 令和7年4月 1日 至 令和8年3月31日
経常利益	4,876	4,859
特別利益	3	－
その他の特別利益	3	－
特別損失	1	709
固定資産処分損	1	－
外部出資評価損	－	709
その他の特別損失	0	－
税引前当期利益	4,877	4,150
法人税・住民税及び事業税	593	688
法人税・住民税及び事業税還付額	－	－
法人税等調整額	26	△ 6
法人税等合計	620	682
当期剰余金	4,257	3,467
当期首繰越剰余金	491	318
当期末処分剰余金	4,748	3,786

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
	自 令和6年4月 1日 至 令和7年3月31日	自 令和7年4月 1日 至 令和8年3月31日
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	4,877	4,150
減価償却費	48	47
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 283	△ 50
外部出資等損失引当金の増減額(△は減少)	428	－
その他の引当金・積立金の増減額(△は減少)	9	9
資金運用収益	△ 10,752	△ 15,565
資金調達費用	11,179	13,668
有価証券関係損益(△は益)	△ 2,016	6,222
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△ 2,543	△ 3,441
外部出資関係損益(△は益)	－	709
固定資産処分損益(△は益)	1	0
貸出金の純増(△)減	△ 2,958	△ 746
預け金の純増(△)減	46,000	50,700
前払年金費用の純増(△)減	0	△ 2
貯金の純増減(△)	△ 62,678	△ 54,584
借入金金の純増減(△)	△ 2,600	△ 3,000
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	32,884	△ 5,669
事業分量配当金の支払額	△ 2,905	△ 2,601
資金運用による収入	13,613	16,962
資金調達による支出	△ 10,459	△ 12,141
その他	△ 1,209	3,013
小 計	10,635	△ 2,320
法人税等の支払額	△ 623	△ 653
事業活動によるキャッシュ・フロー	10,012	△ 2,973
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 608,878	△ 271,859
有価証券の売却による収入	539,485	246,723
有価証券の償還による収入	4,432	△ 1,133
金銭の信託の増加による支出	△ 18,849	△ 11,285
金銭の信託の減少による収入	46,796	43,686
固定資産の取得による支出	△ 48	△ 13
固定資産の売却による収入	0	－
外部出資の増加による支出	△ 25	－
外部出資の売却等による収入	331	－
その他	9,754	7,793
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 27,000	13,910
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資金の払戻しによる支出	－	△ 0
出資配当金の支払額	△ 568	△ 568
その他	－	△ 0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 568	△ 568
4 現金および現金同等物に係る換算差額	－	－
5 現金および現金同等物の増加額(減少額)	△ 17,556	10,368
6 現金および現金同等物の期首残高	36,131	18,575
7 現金および現金同等物の期末残高	18,575	28,943

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
当期末処分剰余金	4,748	3,786
剰余金処分額	4,429	3,471
利益準備金	860	700
任意積立金	400	－
(JAバンク積立金)	(200)	(ー)
(有価証券価格変動積立金)	(200)	(ー)
(経営安定化対策積立金)	(ー)	(ー)
出資配当金	568	568
事業分量配当金	2,601	2,202
次期繰越剰余金	318	315

(注) 1. 出資金の配当率

(1) 令和6年度は、普通出資配当が2.0%です。

(2) 令和7年度は、普通出資配当が2.0%です。

2. 事業分量配当金の分配の基準は次のとおりです。

(1) 令和6年度

① 普通特配

定期貯金(1か年未満の定期貯金を除く。ただし、3か月・6か月市場連動型定期貯金を含む。)の純貯金に対して、0.12%です。

② 特別特配

信用事業を営み、香川県JAバンク支援制度に加盟する農業協同組合から受け入れた援助貯金に対して、0.31%です。

(2) 令和7年度

① 普通特配

定期貯金(1か年未満の定期貯金を除く。ただし、3か月・6か月市場連動型定期貯金を含む。)の純貯金に対して、0.12%です。

② 特別特配

信用事業を営み、香川県JAバンク支援制度に加盟する農業協同組合から受け入れた援助貯金に対して、0.15%です。

3. 目的積立金は次のとおりです。

(1) JAバンク積立金

① 積立目的

県内JAバンク会員におけるJAバンクシステムの維持に重大な影響を及ぼす事象に備えるためです。

② 積立目標額

県下農協貯金の20/1,000を目標額とします。

③ 積立基準

当期剰余金の10%の範囲内で積み立てることとします。

④ 取崩基準

県内JAバンク会員に重大な事故等が発生した場合、必要に応じてJAバンク香川県本部委員会での審議および経営管理委員会の決議を経て取り崩しを行います。

(2) 有価証券価格変動積立金

① 積立目的

金利変動等当会事業運営に重大な影響を及ぼす事象に備え、安定した事業運営に資するためです。

② 積立目標額

事業年度末に保有する有価証券および金銭の信託の取得価額の10/1,000を目標額とします。

③ 積立基準

当期剰余金の10%の範囲内で積み立てることとします。

④ 取崩基準

金利変動等により当会の保有する有価証券および金銭の信託の市場価値が著しく低下することによって、当会の運営に重大な影響を及ぼす場合、必要に応じて経営管理委員会の決議を経て取り崩しを行います。

(3) 経営安定化対策積立金

① 積立目的

県域機能として十分な機能発揮ができるよう、県内信用事業の経営基盤の維持・強化に資するためです。

② 積立目標額

積立目標額は10億円であり、積立済みです。

③ 積立基準

当期剰余金の10%の範囲内で積み立てることとします。この積立金は、積立目標額に達する前の一部取崩しも可能としますが、積立の累計額は、積立目標額を超えないこととします。

④ 取崩基準

県内信用事業の経営基盤の維持・強化に資するための取り崩し(目的取崩)は、経営管理委員会の決議を経て取り崩しを行います。また、目的外取崩しについても、総会の決議を経て取り崩しを行います。

注記表 令和7年度

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・ 其他有価証券
 - ……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。
 - なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	3年～18年
その他	3年～15年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 引当金等の計上方法
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権については、今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んでおり、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収および利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、第一次査定実施部署が第一次査定を実施し、当該部署から独立した第二次査定実施部署が第一次査定結果を検証しています。
 - ② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
 - ④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しています。
 - ⑤ 外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しています。
 - ⑥ 相互援助積立金

相互援助積立金は、「香川県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しています。

(9) ヘッジ会計の方法

デリバティブ取引に関する権限規定および取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象にかかる為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

① 為替変動リスク・ヘッジ

金銭の信託における外貨建債券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建債券の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替予約取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建債券の為替変動リスクがヘッジ手段により減殺されていることを相場変動割合に基づく比率分析によって確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

(10) 消費税等の会計処理

有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる財務諸表にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

① 当年度にかかる財務諸表に記載した額

貸倒引当金 142 百万円

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」[(8)引当金等の計上方法]「①貸倒引当金」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

c 翌年度にかかる財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度にかかる財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

① 当年度にかかる財務諸表に計上した額

「4 金融商品に関する事項」[(2)金融商品の時価等に関する事項]に記載しています。

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「4 金融商品に関する事項」[(2)金融商品の時価等に関する事項]「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

c 翌年度にかかる財務諸表に及ぼす影響

市場環境の変化等により、主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、167 百万円です。

(2) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

有 価 証 券 27,078 百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 27,214 百万円

上記のほか、当座借越担保として預け金 200 百万円、為替決済担保として預け金 90,000 百万円、公金出納事務取扱い担保として預け金 3 百万円を差し入れています。

(3) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権は、該当がありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

- (4) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務は、該当がありません。
 なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (5) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	74 百万円
危険債権額	50 百万円
合計額	125 百万円

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (6) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は 3,609 百万円です。
- (7) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 29,255 百万円が含まれています。

4 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、香川県を事業区域として、地元の J A 等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

J A は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とする J A や農業に関する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託の信託種別は特定金外信託および指定金外信託であり、その構成資産は受益証券および外貨建債券であり、その他目的で保有しています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、その他目的で保有しています。

金銭の信託および有価証券については、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替リスクに晒されています。

デリバティブ取引には金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ取引があります。

また、保有する外貨建債券から生じる為替リスクをヘッジするため、為替予約取引を行い、これをヘッジ手段としてヘッジ対象（金銭の信託における外貨建債券）にかかる為替変動リスクに対してヘッジ会計を適用しています。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスク管理にかかる基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、業務部のほか審査部門により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、管理部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、リスク管理規程によって金利の変動リスクを管理しています。

統合的なリスク管理基準において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記し、リスク管理委員会において決定された「リスク資本および配賦の考え方」に基づき、同委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には管理部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にリスク管理委員会に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の通貨ごとに管理しています。また、必要に応じて為替予約等の措置を講じることにより、その軽減を図っています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行っています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し、内部けん制を確立するとともに、デリバティブ取引に関する内規類(金利スワップ取引運用管理内規、店頭オプション取引運用管理内規等)に基づき、実施しています。

(e) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券および受益証券、「貯金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をV a Rにより日次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のV a Rは分散共分散法(保有期間 120 営業日、信頼区間 99.0%、観測期間 5 年)により算出しており、令和 8 年 3 月 31 日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で 29,539 百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、V a R 計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、V a R は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、リスク管理規程によって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	752,959	750,656	△2,302
金銭の信託	52,688	52,688	－
その他の金銭の信託	52,688	52,688	－
有価証券	769,829	769,829	－
その他有価証券	769,829	769,829	－
貸出金	49,507		
貸倒引当金	△142		
貸倒引当金控除後	49,365	48,774	△591
資産計	1,624,842	1,621,948	△2,893
貯金	1,563,022	1,558,207	△4,814
債券貸借取引受入担保金	27,214	27,206	△8
負債計	1,590,236	1,585,414	△4,822
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	11,417	11,417	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(597)	(597)	－
デリバティブ取引計	10,820	10,820	－

- (注) 1. その他の金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。
2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。
3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示し、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap (以下、「OIS」という。))のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記 c と同様の方法により算定しています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 債券貸借取引受入担保金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から未払利息を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、金利スワップ取引、為替予約取引であり、金利スワップ取引は割引現在価値により算定、為替予約取引は公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

非上場株式 22 百万円

その他外部出資 97,415 百万円

- (注) 1. 非上場株式およびその他外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2024年9月13日) 第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

2. 当年度において、その他外部出資について1,138百万円減損処理を行っています。

- ④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預け金	752,959	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	11,267	27,735	29,065	32,215	67,592	558,343
貸出金	8,104	1,080	2,259	565	1,377	36,044
合計	772,330	28,815	31,325	32,780	68,969	594,388

- (注) 1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 5,851百万円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金12,655百万円については「5 年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 74 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金	1,562,800	72	—	—	150	—
債券貸借取引受入担保金	27,214	—	—	—	—	—
合計	1,590,014	72	—	—	150	—

- (注) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

5 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 売買目的有価証券

該当ありません。

② 満期保有目的の債券

該当ありません。

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券			
	その他	65,341	59,226	6,115
	その他	77,372	45,810	31,562
	小計	142,714	105,036	37,678
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券			
	国債	395,779	419,244	△23,464
	地方債	2,752	2,950	△197
	社債	57,343	60,926	△3,583
	その他	19,466	21,500	△2,033
	その他	151,773	169,207	△17,433
	小計	627,114	673,827	△46,712
合計		769,829	778,863	△9,034

(注) 上記差額合計に繰延税金資産2,564百万円を加えた金額△6,470百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
債券	118,618 百万円	2,715 百万円	10,414 百万円
その他	36,445 百万円	5,402 百万円	701 百万円
合計	155,063 百万円	8,118 百万円	11,115 百万円

6 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

② 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

③ その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	52,688 百万円	50,321 百万円	2,367 百万円	3,424 百万円	△1,057 百万円

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債671百万円を差し引いた金額1,695百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

7 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度ですが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立金制度に区分して記載しています)を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため全共連との契約に基づく退職金共済制度、および全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金(前払年金費用)の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金(前払年金費用)	(3) 百万円
退職給付費用	9 百万円
退職給付の支払額	△ 3 百万円
制度への拠出額	△ 8 百万円
期末における退職給付引当金(前払年金費用)	(5) 百万円
※()内は前払年金費用	

b 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	128 百万円
年金資産	△ 134 百万円
	△ 5 百万円
非積立型制度の退職給付債務	- 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 5 百万円
退職給付引当金	- 百万円
前払年金費用	5 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 5 百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	9 百万円
----------------	-------

③ 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	15 百万円
--------------	--------

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用にあてため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、5 百万円となっています。

また、存続組合より示された令和 8 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、33 百万円となっています。

8 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	2 百万円
賞与引当金超過額	6 百万円
役員退職慰労引当金超過額	12 百万円
相互援助積立金超過額	587 百万円
外部出資評価損	732 百万円
未払事業税	44 百万円
繰延ヘッジ損益	892 百万円
その他の価証券評価差額金	1,892 百万円
その他	16 百万円
繰延税金資産小計	4,185 百万円
評価性引当額	△ 1,329 百万円
繰延税金資産合計(A)	2,856 百万円
繰延税金負債	
その他	△1 百万円
繰延税金負債合計(B)	△1 百万円
繰延税金資産の純額(A) + (B)	2,854 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.07 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.95 %
事業分量配当金	△ 14.68 %
住民税均等割等	0.10 %
評価性引当額の増減	4.61 %
その他	△ 0.37 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.44 %

9 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金および現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の普通預け金および通知預け金です。

なお、「現金」および「預け金」の期末残高の内訳は、次のとおりです。

現金	491 百万円
預け金	
系統普通預け金	6,452 百万円
系統通知預け金	22,000 百万円
系統外当座預け金	－ 百万円
系統外普通預け金	0 百万円

注記表 令和6年度

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・ 其他有価証券
 - ……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。
 - なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。
 - また、主な耐用年数は次のとおりです。
 - 建物 3年～18年
 - その他 3年～15年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 引当金等の計上方法
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の累積期間における平均値に基づき損失率を求め算定しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収および利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、第一次査定実施部署が第一次査定を実施し、当該部署から独立した第二次査定実施部署が第一次査定結果を検証しています。
 - ② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
 - ④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しています。
 - ⑤ 外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しています。
 - ⑥ 相互援助積立金

相互援助積立金は、「香川県 J Aバンク 支援制度要領」に基づき、J Aバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しています。
- (9) ヘッジ会計の方法

デリバティブ取引に関する権限規定および取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象にかかる為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

① 為替変動リスク・ヘッジ

金銭の信託における外貨建債券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建債券の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替予約取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建債券の為替変動リスクがヘッジ手段により減殺されていることを相場変動割合に基づく比率分析によって確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

(10) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っています。ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる財務諸表にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

① 当年度にかかる財務諸表に記載した額

貸倒引当金 192 百万円

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」[(8)引当金等の計上方法]「①貸倒引当金」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

c 翌年度にかかる財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度にかかる財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

① 当年度にかかる財務諸表に計上した額

「4 金融商品に関する事項」[(2)金融商品の時価等に関する事項]に記載しています。

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「4 金融商品に関する事項」[(2)金融商品の時価等に関する事項]「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

c 翌年度にかかる財務諸表に及ぼす影響

市場環境の変化等により、主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、159 百万円です。

(2) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

有 価 証 券 32,889 百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 32,884 百万円

上記のほか、当座借越担保として預け金 200 百万円、為替決済担保として預け金 101,000 百万円、公金出納事務取扱い担保として預け金 3 百万円を差し入れています。

(3) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権は、該当がありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(4) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務は、該当がありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(5) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	29 百万円
危険債権額	50 百万円
合計額	80 百万円

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (6) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は 4,371 百万円です。
- (7) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 29,255 百万円が含まれています。

4 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、香川県を事業区域として、地元の J A 等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

J A は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とする J A や農業に関する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託の信託種別は特定金外信託であり、その構成資産は受益証券および外貨建債券であり、その他目的で保有しています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、その他目的で保有しています。

金銭の信託および有価証券については、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替リスクに晒されています。

デリバティブ取引には金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ取引があります。

また、保有する外貨建債券から生じる為替リスクをヘッジするため、為替予約取引を行い、これをヘッジ手段としてヘッジ対象（金銭の信託における外貨建債券）にかかる為替変動リスクに対してヘッジ会計を適用しています。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスク管理にかかる基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、業務部のほか審査部門により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、管理部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、リスク管理規程によって金利の変動リスクを管理しています。

統合的なリスク管理基準において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記し、リスク管理委員会において決定された「リスク資本および配賦の考え方」に基づき、同委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等

の協議を行っています。

日常的には管理部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にリスク管理委員会に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の通貨ごとに管理しています。また、必要に応じて為替予約等の措置を講じることにより、その軽減を図っています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行っています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し、内部けん制を確立するとともに、デリバティブ取引に関する内規類(金利スワップ取引運用管理内規、店頭オプション取引運用管理内規等)に基づき、実施しています。

(e) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券および受益証券、「貯金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をV a Rにより日次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のV a Rは分散共分散法(保有期間 120 営業日、信頼区間 99.0%、観測期間 5 年)により算出しており、令和 7 年 3 月 31 日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で 34,937 百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、V a R 計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、V a R は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、リスク管理規程によって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	793,488	791,673	△1,814
金銭の信託	88,076	88,076	—
その他の金銭の信託	88,076	88,076	—
有価証券	756,414	756,414	—
その他有価証券	756,414	756,414	—
貸出金	48,760		
貸倒引当金	△192		
貸倒引当金控除後	48,567	48,391	△176
資産計	1,686,547	1,684,556	△1,991
貯金	1,617,606	1,614,141	△3,464
債券貸借取引受入担保金	32,884	32,877	△6
負債計	1,650,490	1,647,019	△3,471
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,151	3,151	—
ヘッジ会計が適用されているもの	1,437	1,437	—
デリバティブ取引計	4,588	4,588	—

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示し、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap (以下、「OIS」という。))のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記 c と同様の方法により算定しています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 債券貸借取引受入担保金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から未払利息を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、金利スワップ取引、為替予約取引であり、金利スワップ取引は割引現在価値により算定、為替予約取引は公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

非上場株式 34 百万円

その他外部出資 98,541 百万円

(注) 1. 非上場株式およびその他外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

2. 外部出資等損失引当金として△428百万円を計上しています。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	793,488	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	11,573	25,078	47,184	32,702	32,895	528,859
貸出金	9,051	933	1,074	2,013	478	35,183
合計	814,113	26,011	48,259	34,716	33,374	564,042

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）3,063百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金12,655百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 24 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,617,424	—	31	50	100	—
債券貸借取引受入担保金	32,884	—	—	—	—	—
合計	1,650,309	—	31	50	100	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 売買目的有価証券

該当ありません。

② 満期保有目的の債券

該当ありません。

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券			
	国債	2,000	1,994	5
	その他	55,033	51,176	3,857
	その他	89,340	65,442	23,897
	小計	146,374	118,614	27,760
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券			
	国債	316,346	327,835	△11,489
	社債	52,049	53,800	△1,750
	その他	13,145	14,500	△1,354
	その他	228,499	253,945	△25,445
	小計	610,040	650,080	△40,040
合計		756,414	768,694	△12,279

(注) 上記差額合計に繰延税金資産3,485百万円を加えた金額△8,794百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
債券	387,983 百万円	7,042 百万円	11,655 百万円
その他	18,639 百万円	7,991 百万円	—
合計	406,622 百万円	15,033 百万円	11,655 百万円

6 金銭の信託に関する事項
金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- ① 運用目的の金銭の信託
該当ありません。
- ② 満期保有目的の金銭の信託
該当ありません。
- ③ その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの
その他の金銭の 信託	88,076 百万円	84,697 百万円	3,379 百万円	5,422 百万円	△2,042 百万円

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債959百万円を差し引いた金額2,420百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

7 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度ですが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立金制度に区分して記載しています)を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため全共連との契約に基づく退職金共済制度、および全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金(前払年金費用)の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金(前払年金費用)	(4) 百万円
退職給付費用	23 百万円
退職給付の支払額	△ 0 百万円
制度への拠出額	△ 22 百万円
期末における退職給付引当金(前払年金費用)	(3) 百万円
※()内は前払年金費用	

b 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	280 百万円
年金資産(全国農林漁業団体共済会への積立金を含む。)	△ 284 百万円
	△ 3 百万円
非積立型制度の退職給付債務	－ 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 3 百万円
退職給付引当金	－ 百万円
前払年金費用	3 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 3 百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	23 百万円
----------------	--------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、5 百万円となっています。

また、存続組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、36 百万円となっています。

8 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	12 百万円
賞与引当金超過額	6 百万円
役員退職慰労引当金超過額	9 百万円
相互援助積立金超過額	587 百万円
外部出資等損失引当金超過額	121 百万円
外部出資評価損	409 百万円
未払事業税	36 百万円
繰延ヘッジ損益	1,803 百万円
その他有価証券評価差額金	2,525 百万円
その他	19 百万円
繰延税金資産小計	5,532 百万円
評価性引当額	△ 1,137 百万円
繰延税金資産合計(A)	4,394 百万円
繰延税金負債	
その他	△1 百万円
繰延税金負債合計(B)	△1 百万円
繰延税金資産の純額(A) + (B)	4,393 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.06 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.18 %
事業分量配当金	△ 14.75 %
住民税均等割等	0.09 %
評価性引当額の増減	0.79 %
その他	0.04 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.71 %

(3) 税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日に開始する年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する年度以降に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の27.66%から28.38%に変更されました。

この税率変更により、当年度の繰延税金資産は110百万円増加し、法人税等調整額は0百万円減少しております。

9 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の普通預け金および通知預け金です。

なお、「現金」および「預け金」の期末残高の内訳は、次のとおりです。

現金	293 百万円
預け金	
系統普通預け金	5,281 百万円
系統通知預け金	13,000 百万円
系統外当座預け金	－ 百万円
系統外普通預け金	0 百万円

確 認 書

私は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に掲載した内容のうち、財務諸表に関する全ての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示していることを確認しました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表を適正に作成する以下の体制を整備し、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署を明確化し、各部署が適切に業務を遂行する体制を整備しております。
- ・業務の実施部署から独立した監査室が内部管理体制の適切性、有効性を検証しており、重要な事項については監査室から理事会等に適切に報告しております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議、報告しております。

令和8年6月30日

香川県信用農業協同組合連合会
代表理事理事長 森末 敬三

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、注記表（およびキャッシュ・フロー計算書）を指しています。

会計監査人の監査

令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

なお、令和6年度の同財務諸表については、同条の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

■ 損益の状況

利益総括表

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度	令和7年度	増 減
資金運用収益	10,752	15,565	4,812
資金調達費用	11,179	13,668	2,489
金銭の信託運用見合費用	623	653	30
資金運用収支	196	2,549	2,353
役務取引等収益	64	36	△ 28
役務取引等費用	99	72	△ 27
役務取引等収支	△ 35	△ 36	△ 0
その他事業収益	10,261	10,536	275
その他事業費用	13,349	14,043	693
その他事業収支	△ 3,088	△ 3,506	△ 417
事業粗利益	△ 2,927	△ 992	1,934
事業粗利益率	△ 0.18	△ 0.07	0.11

(注) 1. 資金運用収支 = 資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用)

2. 事業粗利益率 = 事業粗利益 ÷ 資金運用勘定平均残高 × 100

事業純益

(単位：百万円)

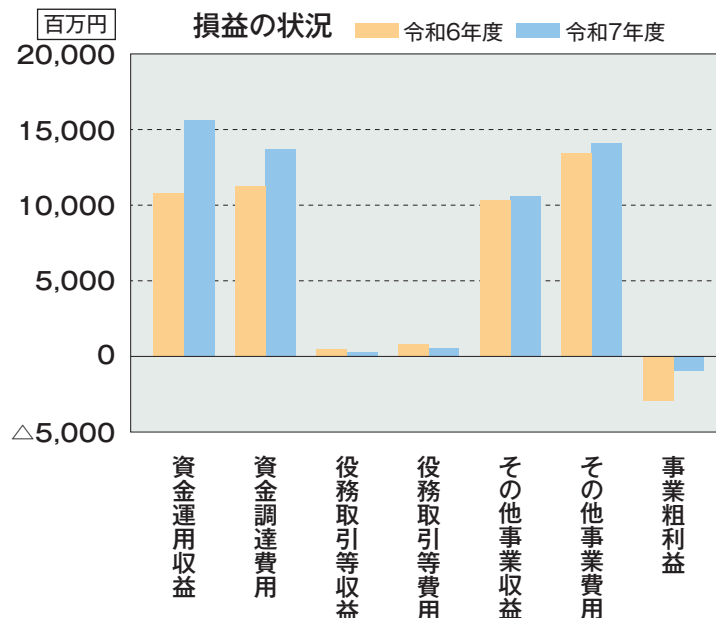
	令和6年度	令和7年度	増 減
事業純益	△ 4,488	△ 2,702	1,786
実質事業純益	△ 4,488	△ 2,702	1,786
コア事業純益	1,523	8,285	6,761
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	5,234	11,116	5,882

(注) 1. 事業純益 = 事業収益 - (事業費用 - 金銭の信託運用見合費用) - 一般貸倒引当金純繰入額

2. 実質事業純益 = 事業純益 + 一般貸倒引当金純繰入額

3. コア事業純益 = 実質事業純益 - 国債等債券関係損益

国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。



受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度増減額	令和7年度増減額
うち貸出金	△ 731	287
うち預け金	1,121	1,287
うちコールローン	－	－
うち有価証券	957	3,237
受取利息	1,347	4,812
うち貯金	578	2,479
うち譲渡性貯金	－	－
支払利息	706	2,459
差引増減額	640	2,353

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の「預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3. 支払利息の「貯金」には、支払奨励金が含まれています。
 4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

役務取引の状況

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度	増 減
代理業務	9	10	1
為替業務	53	23	△ 29
その他	1	1	△ 0
役務取引等収益	64	36	△ 28
代理業務	4	4	0
為替業務	41	17	△ 24
その他	53	50	△ 3
役務取引等費用	99	72	△ 27

その他事業収支の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度	増 減
国債等債券売却益	7,042	2,719	△ 4,322
国債等債券償還益	—	—	—
その他の事業収益	3,218	7,816	4,597
その他事業収益	10,261	10,536	275
国債等債券売却損	11,655	10,414	△ 1,241
国債等債券償還損	1,399	3,293	1,894
その他の事業費用	294	335	40
その他事業費用	13,349	14,043	693

経費の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度	増 減
役員報酬	56	59	2
給料手当	341	358	17
うち賞与等引当金繰入額	21	22	0
福利厚生費	69	71	2
退職給付費用	23	23	△ 0
役員退職慰労金	—	—	—
役員退職慰労引当金繰入	8	8	0
人件費	499	522	22
事業推進費	475	579	104
債権管理費	1	1	△ 0
旅費・交通費	5	6	0
業務費	234	264	29
負担金	115	113	△ 1
施設費	183	178	△ 4
雑費	0	0	0
物件費	1,015	1,143	128
税金	45	43	△ 2
合 計	1,561	1,709	148

■ 貯金

科目別・貯金者区分別貯金残高

(単位：百万円、%)

区 分		令和7年3月末		令和8年3月末		増 減
		金 額	構成比	金 額	構成比	
流動性貯金	当座貯金	5,120	0.32	4,562	0.29	△ 557
	うち決済用貯金	726	0.04	762	0.05	36
	普通貯金	2,636	0.16	2,150	0.14	△ 486
	うち決済用貯金	1,000	0.06	648	0.04	△ 352
	貯蓄貯金	—	—	—	—	—
	通知貯金	260	0.02	—	—	△ 260
	別段貯金	209	0.01	134	0.01	△ 74
	うち決済用貯金	209	0.01	134	0.01	△ 74
	計	8,227	0.51	6,848	0.44	△ 1,379
	うち決済用貯金	1,937	0.12	1,546	0.10	△ 390
定期性貯金	定期貯金	1,609,378	99.49	1,556,173	99.56	△ 53,205
	固定金利定期	1,609,378	99.49	1,556,173	99.56	△ 53,205
	変動金利定期	—	—	—	—	—
	定期積金	—	—	—	—	—
	計	1,609,378	99.49	1,556,173	99.56	△ 53,205
合 計		1,617,606	100.00	1,563,022	100.00	△ 54,584
預り先	会員	1,615,185	99.85	1,561,006	99.87	△ 54,179
	うち非営利法人	502	0.03	488	0.03	△ 14
	うち地方公共団体	10	0.00	10	0.00	—
	会員以外	2,420	0.15	2,015	0.13	△ 405
	金融機関	855	0.05	782	0.05	△ 73
	その他	1,565	0.10	1,233	0.08	△ 332

- (注) 1. 本表には、譲渡性貯金は含んでいません。
 2. 固定金利定期とは、預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。
 3. 変動金利定期とは、預入期間中の市場金利の変化に応じて利率が変動する定期貯金です。

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和6年度		令和7年度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	14,948	0.88	14,729	0.91	△ 219
定期性貯金	1,678,286	99.12	1,606,210	99.09	△ 72,075
その他の貯金	—	—	—	—	—
計	1,693,235	100.00	1,620,940	100.00	△ 72,295
譲渡性貯金	—	—	—	—	—
合 計	1,693,235	100.00	1,620,940	100.00	△ 72,295

- (注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 (決済用貯金を含む。) + 貯蓄貯金 + 通知貯金 + 別段貯金
 2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金
 3. その他の貯金 = 非居住者貯金

貸出金

科目別・貸出先別貸出金残高

(単位：百万円、%)

区 分			令和7年3月末		令和8年3月末		増 減
			金 額	構成比	金 額	構成比	
手形貸付			—	—	—	—	—
証書貸付			15,109	30.99	13,205	26.68	△ 1,903
当座貸越			4,396	9.01	7,046	14.23	2,650
金融機関貸付			29,255	60.00	29,255	59.09	—
割引手形			—	—	—	—	—
合 計			48,760	100.00	49,507	100.00	746
貸 出 先	会 員	総合農協	3,963	8.13	5,851	11.82	1,888
		その他農協・連合会	—	—	—	—	—
		会員の組合員	3,122	6.40	2,717	5.49	△ 404
		准会員	—	—	—	—	—
		会員みなし	—	—	—	—	—
		計	7,085	14.53	8,569	17.31	1,483
	外 員	地方公共団体	5,382	11.04	6,730	13.60	1,348
		金融機関	29,255	60.00	29,255	59.09	—
		その他	7,037	14.43	4,952	10.00	△ 2,084
		計	41,674	85.47	40,937	82.69	△ 736

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

科 目		令和6年度		令和7年度		増 減
		平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手形貸付		2	0.01	2	0.01	△ 0
証書貸付		13,329	31.02	15,040	30.79	1,710
当座貸越		3,274	7.62	4,546	9.31	1,272
金融機関貸付		26,361	61.35	29,255	59.89	2,893
割引手形		—	—	—	—	—
合 計		42,968	100.00	48,844	100.00	5,876

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

金 利 条 件		令和7年3月末		令和8年3月末		増 減
		残 高	構成比	残 高	構成比	
固定金利貸付金		31,338	64.27	14,102	28.49	△ 17,235
変動金利貸付金		17,422	35.73	35,404	71.51	17,982
合 計		48,760	100.00	49,507	100.00	746

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

担 保	令和7年3月末		令和8年3月末		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
貯金等	3,063	6.28	5,851	11.82	2,788
有価証券	—	—	—	—	—
動産	—	—	—	—	—
不動産	244	0.50	255	0.52	10
その他担保物	—	—	—	—	—
計	3,308	6.78	6,106	12.34	2,798
農業信用基金協会保証	—	—	—	—	—
その他保証	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—
信用	45,452	93.22	43,400	87.66	△ 2,052
合 計	48,760	100.00	49,507	100.00	746

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

使 途	令和7年3月末		令和8年3月末		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設備資金	1,867	3.83	1,776	3.59	△ 91
運転資金	46,893	96.17	47,731	96.41	837
合 計	48,760	100.00	49,507	100.00	746

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

業 種	令和7年3月末		令和8年3月末		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農業	1,561	3.20	1,396	2.82	△ 164
林業	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—
製造業	3,224	6.61	2,541	5.14	△ 682
鉱業	—	—	—	—	—
建設業	30	0.06	30	0.06	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
運輸・通信業	211	0.43	61	0.12	△ 149
卸売・小売業、飲食業	650	1.33	650	1.31	△ 0
金融・保険業	35,188	72.17	36,558	73.84	1,369
不動産業	500	1.03	300	0.61	△ 200
サービス業	1,543	3.17	826	1.67	△ 717
地方公共団体・公社等	5,382	11.04	6,730	13.60	1,348
その他	468	0.96	412	0.83	△ 55
合 計	48,760	100.00	49,507	100.00	746

債務保証見返の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

担 保	令和7年3月末		令和8年3月末		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
貯金等	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—
動産	—	—	—	—	—
不動産	27	12.11	29	11.85	2
その他担保物	—	—	—	—	—
計	27	12.11	29	11.85	2
保証	40	17.95	42	17.01	1
信用	156	69.94	176	71.14	19
計	196	87.89	218	88.15	21
合 計	223	100.00	247	100.00	23

主要な農業関係の貸出金残高

【営農類型別】

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農業	1,561	1,392	△ 169
穀作	97	80	△ 17
野菜・園芸	244	268	24
果樹・樹園農業	8	8	－
工芸作物	14	21	7
養豚・肉牛・酪農	877	768	△ 109
養鶏・養卵	320	246	△ 74
養蚕	－	－	－
その他農業	－	－	－
農業関連団体等	3,063	5,851	2,788
合 計	4,624	7,243	2,619

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。
 なお、「貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、J Aや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

【資金種類別】

(貸出金)

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プロパー資金	4,601	7,215	2,614
農業制度資金	23	28	4
農業近代化資金	23	28	4
その他制度資金	－	－	－
合 計	4,624	7,243	2,619

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

(受託貸付金)

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
日本政策金融公庫資金	2,630	2,967	337
その他	－	－	－
合 計	2,630	2,967	337

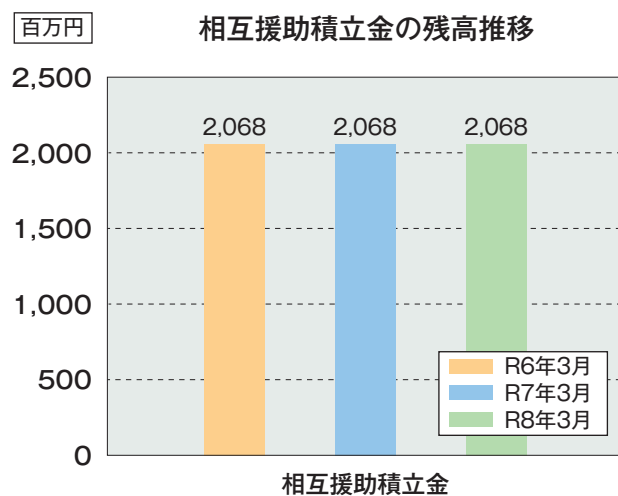
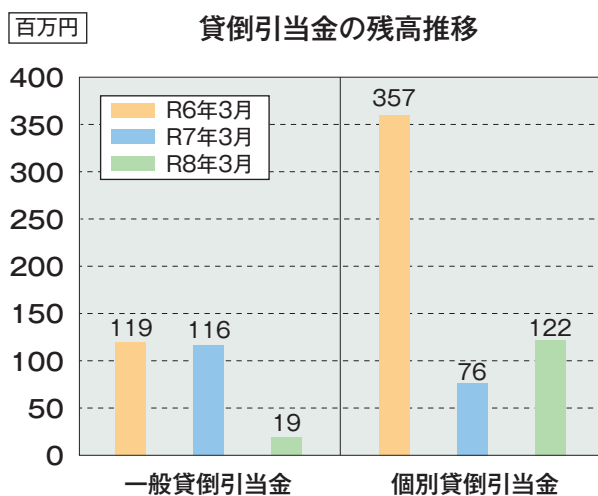
- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

貸倒引当金の内訳、貸出金償却額

(単位：百万円)

区 分	期首残高	期中増加額	期 中 減 少 額		期末残高	
			目的使用	その他		
〔令和6年度〕						
一般貸倒引当金	119	116	－	119	116	
個別貸倒引当金	357	76	329	28	76	
貸倒引当金合計	476	192	329	147	192	
相互援助積立金	2,068	－	－	－	2,068	
外部出資等損失引当金	－	428	－	－	428	
貸出金償却額	－	－	－	－	－	
〔令和7年度〕						
一般貸倒引当金	116	19	－	116	19	
個別貸倒引当金	76	122	－	76	122	
貸倒引当金合計	192	142	－	192	142	
相互援助積立金	2,068	－	－	－	2,068	
外部出資等損失引当金	428	－	428	－	－	
貸出金償却額	－	－	－	－	－	

(注) 相互援助積立金は、J Aバンク支援制度に基づく積立金です。



■ 農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	令和6年度	29	3	－	25	29
	令和7年度	74	2	－	72	74
危険債権	令和6年度	50	－	－	50	50
	令和7年度	50	－	－	50	50
要管理債権	令和6年度	－	－	－	－	－
	令和7年度	－	－	－	－	－
	三月以上延滞債権	令和6年度	－	－	－	－
		令和7年度	－	－	－	－
	貸出条件緩和債権	令和6年度	－	－	－	－
		令和7年度	－	－	－	－
小 計	令和6年度	80	3	－	76	80
	令和7年度	125	2	－	122	125
正常債権	令和6年度	48,919				
	令和7年度	49,656				
合 計	令和6年度	48,999				
	令和7年度	49,781				

- (注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1.2.4.5.に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

■ 元本補てん契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

■ 有価証券

保有有価証券の残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和7年3月末		令和8年3月末		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
国債 (うち運用信託額)	318,346 (-)	42.09	395,779 (-)	51.41	77,432 (-)
地方債	-	-	2,752	0.36	2,752
金融債	-	-	-	-	-
社債	52,049	6.88	57,343	7.45	5,294
株式	22	0.00	22	0.00	-
外国証券	68,179	9.01	84,808	11.02	16,628
その他の証券	317,839	42.02	229,146	29.76	△ 88,693
合 計	756,436	100.00	769,851	100.00	13,415

保有有価証券の平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
国債	295,079	39.31	376,706	49.51	81,626
地方債	4,508	0.60	2,610	0.34	△ 1,898
金融債	-	-	-	-	-
社債	43,810	5.83	57,500	7.56	13,689
株式	22	0.00	22	0.00	-
外国証券	46,508	6.20	78,725	10.35	32,217
その他の証券	360,731	48.06	245,257	32.24	△ 115,473
合 計	750,659	100.00	760,822	100.00	10,162

商品有価証券の平均残高

該当ありません。

保有有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年 以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
〔令和7年3月末〕								
国債	－	－	7,000	20,000	245,000	59,700	－	331,700
地方債	－	－	－	－	－	－	－	－
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	3,200	8,900	4,200	4,100	25,900	4,500	3,000	53,800
株式	－	－	－	－	－	－	22	22
外国証券	－	11,690	4,485	－	42,370	11,500	－	70,046
その他の証券	8,373	51,672	49,912	40,914	66,961	7,913	92,092	317,839
〔令和8年3月末〕								
国債	－	－	73,000	80,000	267,700	－	－	420,700
地方債	－	－	－	－	2,950	－	－	2,950
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	2,900	11,700	8,900	5,600	25,300	3,500	3,000	60,900
株式	－	－	－	－	－	－	22	22
外国証券	－	5,796	－	9,592	53,161	18,500	－	87,050
その他の証券	8,367	39,304	17,907	57,990	23,356	10,691	71,528	229,146

- (注) 1. 本表記載の有価証券の残高は、期末日における元本（額面）ベースでの償還予定額を記載したものです。
2. 株式、その他の証券については、期末日における時価としています。
3. 外国証券のうち外貨建のものについては、外貨額面に期末為替レートを乗じた額としています。

■ 有価証券の時価情報

売買目的有価証券

該当する事項はありません。

満期保有目的の債券

該当する事項はありません。

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券						
	国債	2,000	1,994	5	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他						
	外国証券	55,033	51,176	3,857	65,341	59,226	6,115
	その他の証券	89,340	65,442	23,897	77,372	45,810	31,562
	小計	146,374	118,614	27,760	142,714	105,036	37,678
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券						
	国債	316,346	327,835	△11,489	395,779	419,244	△23,464
	地方債	—	—	—	2,752	2,950	△197
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	52,049	53,800	△1,750	57,343	60,926	△3,583
	その他						
	外国証券	13,145	14,500	△1,354	19,466	21,500	△2,033
	その他の証券	228,499	253,945	△25,445	151,773	169,207	△17,433
	小計	610,040	650,080	△40,040	627,114	673,827	△46,712
合 計		756,414	768,694	△12,279	769,829	778,863	△9,034

■ 金銭の信託の時価情報

運用目的の金銭の信託

該当する事項はありません。

満期保有目的の金銭の信託

該当する事項はありません。

その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和6年度					令和7年度				
	貸借 対照表 計上額	取得 原価	差額	うち貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの	うち貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないもの	貸借 対照表 計上額	取得 原価	差額	うち貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの	うち貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないもの
その他の 金銭 の信託	88,076	84,697	3,379	5,422	2,042	52,688	50,321	2,367	3,424	1,057

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

■ デリバティブ取引等

(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引)

金利関連取引

(単位：百万円)

区 分			令和7年3月末			令和8年3月末		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	金利先物	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
	金利オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
店頭	金利スワップ	受取固定 支払変動	—	—	—	20,000	△63	△63
		受取変動 支払固定	105,000	3,151	3,151	155,000	11,481	11,481
	金利オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
	合 計		105,000	3,151	3,151	175,000	11,417	11,417

通貨関連取引

該当する取引はありません。

株式関連取引

該当する取引はありません。

債券関連取引

該当する取引はありません。

■ 受託業務・為替業務

受託貸付金残高

(単位：百万円)

受 託 先	令和7年3月末	令和8年3月末
(株)日本政策金融公庫	2,657	2,990
(独)住宅金融支援機構	335	257
(独)福祉医療機構	2	0
合 計	2,995	3,248

内国為替の取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類			令和6年度	令和7年度
送金・振込	仕 向	件 数	194,971	198,984
		金 額	322,895	221,438
	被仕向	件 数	23,433	22,467
		金 額	445,930	380,242
代金取立	仕 向	件 数	—	1
		金 額	—	20
	被仕向	件 数	30	25
		金 額	1,028	1,045
雑為替	仕 向	件 数	562	563
		金 額	12,551	12,263
	被仕向	件 数	888	893
		金 額	1,021	1,013

公共債の窓口販売実績

該当する取引はありません。

外貨建資産残高

(単位：百万円)

	令和7年3月末	令和8年3月末
資 産 残 高	55,033	65,341

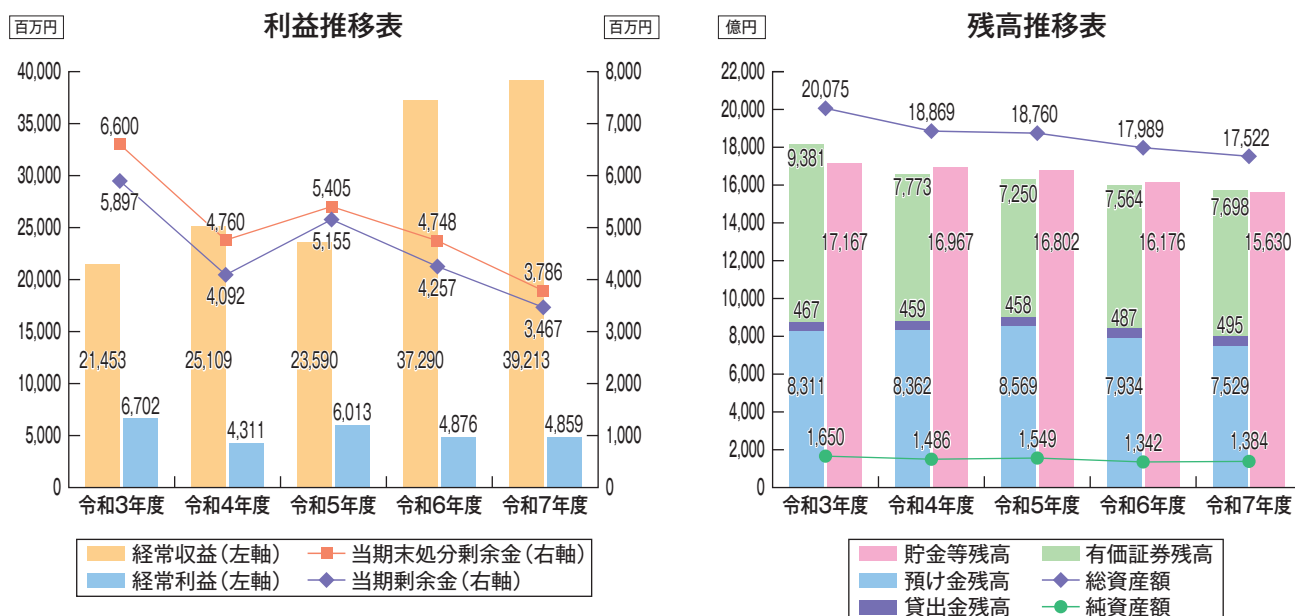
諸指標・利回り

最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：百万円、口、人、%)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利 益	経常収益	21,453	25,109	23,590	37,290	39,213
	経常利益	6,702	4,311	6,013	4,876	4,859
	当期末処分剰余金	6,600	4,760	5,405	4,748	3,786
	(当期剰余金)	(5,897)	(4,092)	(5,155)	(4,257)	(3,467)
残 高	貯金等残高	1,716,722	1,696,757	1,680,285	1,617,606	1,563,022
	預け金残高	831,103	836,209	856,959	793,488	752,959
	貸出金残高	46,754	45,965	45,802	48,760	49,507
	有価証券残高	938,150	777,317	725,016	756,436	769,851
	総資産額	2,007,587	1,886,935	1,876,065	1,798,936	1,752,289
	純資産額	165,037	148,638	154,979	134,276	138,473
	出資金 (出資口数)	28,418 (284,181)	28,418 (284,181)	28,418 (284,181)	28,418 (284,181)	28,417 (284,179)
配 当	剰余金配当金額	3,572	3,391	3,474	3,169	2,771
	出資配当の額	568	568	568	568	568
	事業分量配当の額	3,004	2,822	2,905	2,601	2,202
職員数		65	59	57	63	63
単体自己資本比率		23.75	22.37	21.30	16.59	19.54

- (注) 1. 残高計数は、期末日現在のものです。
 2. 貯金等残高には、譲渡性貯金を含んでいます。
 3. 総資産額には、債務保証見返は含んでいません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。



(單位：%)

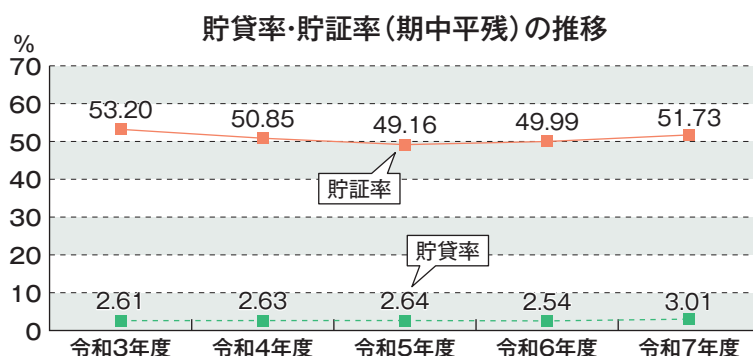
(單位：百万円、%)

経営諸指標

(単位：％、百万円)

区 分		令和6年度	令和7年度	増減
貯貸率	期末	3.01	3.17	0.16
	期中平残	2.54	3.01	0.47
貯証率	期末	52.21	52.62	0.41
	期中平残	49.99	51.73	1.74
常勤役職員1人当り貯金残高		24,900	23,491	△1,409
常勤役職員1人当り貸出金残高		631	707	76

- (注) 1. 貯金残高には、譲渡性貯金を含んでいます。
 2. 貸出金には、コールローンを含んでいません。
 3. 有価証券残高には、金銭の信託を含んでいます。
 4. 常勤役職員1人当り貯金残高・貸出金残高は、平均残高に対する職員数（（期首＋期末）÷ 2）により、算出しています。

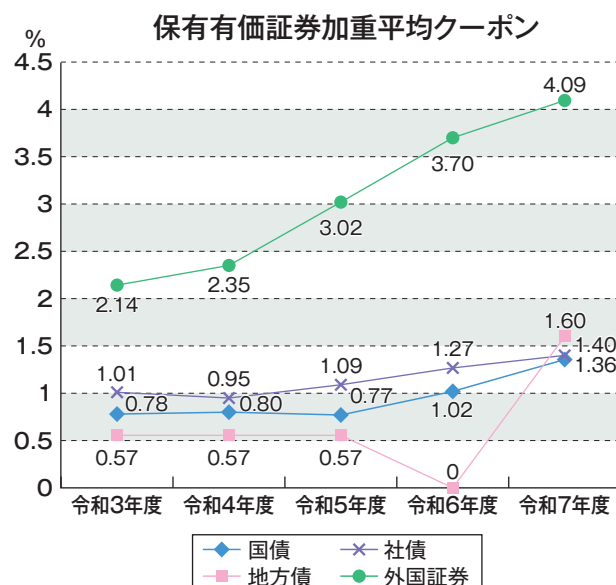
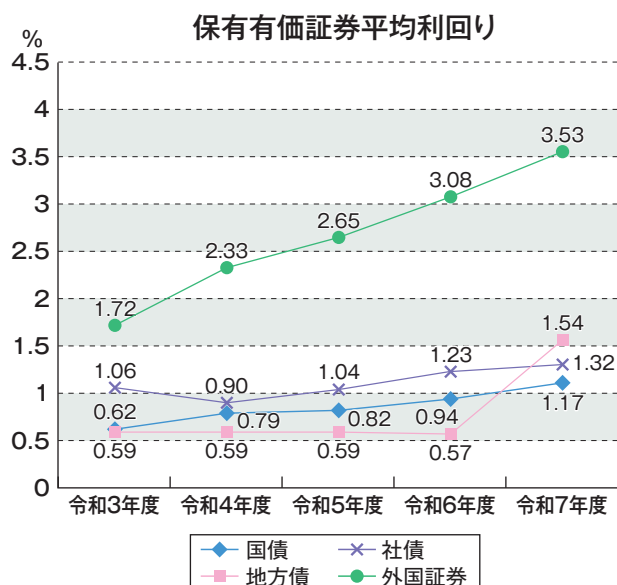


保有有価証券の利回り

(単位：％)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	平均利回り	加重平均クーポン	平均利回り	加重平均クーポン
国債	0.94	1.02	1.17	1.36
地方債	0.57	—	1.54	1.60
社債	1.23	1.27	1.32	1.40
外国証券	3.08		3.53	
ドル建債	3.73	3.70	4.27	4.09
ユーロ円債	1.09	1.18	1.34	1.53

- (注) 1. 平均利回りは、売却損益を除く円貨ベースの年間運用利回りを示しています。
 2. 加重平均クーポンは、年度末時点で算出しています。なお、外貨建外国証券については外貨ベースでの算出となっています。



■自己資本の充実の状況（単体）

自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年3月末における自己資本比率は、19.54%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	香川県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	284億円（前年度284億円）

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備え、安定的な自己資本比率の維持に努めています。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要項」および「自己資本比率算出事務処理要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

自己資本の構成

（単位：百万円、％）

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	142,032	142,729
うち、出資金および資本準備金の額	28,418	28,417
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	116,784	117,082
うち、外部流出予定額（△）	3,169	2,771
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,185	2,088
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	2,185	2,088
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	144,218	144,817
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	45	24
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	45	24
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	3	3
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	48	28
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	144,169	144,788
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	747,875	622,866
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	95,355	92,656
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	25,677	25,108
資本フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	868,908	740,631
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	16.59%	19.54%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

信用リスク・アセットの額および

信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

（単位：百万円）

		令和6年度			令和7年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金		293	—	—	491	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け		336,899	—	—	420,624	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け		51,676	—	—	59,886	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		5,389	—	—	9,701	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け		—	—	—	—	—	—
地方三公社向け		—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者 および保険会社向け		819,724	162,150	6,486	791,258	157,891	6,315
（うち第一種金融商品取引業者 および保険会社向け）		13,726	1,342	53	14,799	3,390	135
カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		86,792	30,330	1,213	108,005	32,706	1,308
（うち特定貸付債権向け）		—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け		313	276	11	377	331	13
（うちトランザクター向け）		—	—	—	—	—	—
不動産関連向け		10	2	0	8	1	0
（うち自己居住用不動産等向け）		10	2	0	8	1	0
（うち賃貸用不動産向け）		—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）		—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）		—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）		—	—	—	—	—	—
劣後債権およびその他資本性証券等 延滞等向け		—	—	—	—	—	—
（自己居住用不動産等向けを除く。）		80	1	0	125	1	0
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞		—	—	—	—	—	—
取立未済手形		0	0	0	1	0	0
信用保証協会等による保証付		—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構 等による保証付		—	—	—	—	—	—
株式等		2,802	2,373	94	1,365	1,774	70
上記以外		129,602	322,964	12,918	129,699	323,036	12,921
（うち重要な出資のエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達 手段のうち対象普通出資等およびその他 外部TLAC関連調達手段に該当するも の以外のものに係るエクスポージャー）		3,015	7,539	301	3,015	7,538	301
（うち農林中央金庫の対象資本調 達手段に係るエクスポージャー）		125,826	314,566	12,582	125,827	314,568	12,582
（うち特定項目のうち調整項目に算入さ れない部分に係るエクスポージャー）		65	163	6	48	120	4
（うち総株主等の議決権の百分の十を超 える議決権を保有している他の金融機関 等に係るその他外部TLAC関連調達手 段に関するエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超 える議決権を保有していない他の金 融機関等に係るその他外部TLAC関 連調達手段に係るエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）		695	695	27	808	808	32
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー		509,076	208,879	8,355	287,511	96,029	3,841
（うちルックスルー方式）		509,076	208,879	8,355	287,511	96,029	3,841
（うちマンドート方式）		—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）		—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）		—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）		—	—	—	—	—	—

		令和6年度			令和7年度		
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	1,942,663	726,979	29,079	1,809,057	611,774	24,470
	CVAリスク相当額÷8%(簡便法)	-	20,895	835	-	11,091	443
	中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	合計(信用リスク・アセットの額)	1,942,663	747,875	29,915	1,809,057	622,866	24,914
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 ＜簡易方式または標準的方式＞	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	所要自己資本額		マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		所要自己資本額	
	a	b=a×4%		a		b=a×4%	
		95,355		3,814		92,656	
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	
	a	b=a×4%		a		b=a×4%	
	25,677	1,027		25,108		1,004	
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計	所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)合計		所要自己資本額	
	a	b=a×4%		a		b=a×4%	
	868,908	34,756		740,631		29,625	

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	25,677	25,108
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	1,027	1,004
BI	17,118	16,739
BIC	2,054	2,008

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

- 当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として「リスク管理規程」に基づき、年度当初に「リスク管理にかかる重点方針」を策定し、各種リスクの重点管理に取り組んでいます。
- また、当会が直面する全ての計量可能なリスクを統一的・網羅的に把握し、リスクの計量化とそのモニタリングを通じて、当会がテイクするリスクの量を管理すること、およびリスク資本の配賦や部門ごとのリスク・リターンのチェックを通じて、経営資源の最適配分を目的とする「統合的なリスク管理基準」を制定しています。
- そのため、常勤役員ならびに各部室長で構成するリスク管理委員会を毎月開催し、当会が保有するリスクの評価、分析および対応方針を審議し、理事会等へ定期的に報告しています。
- 当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。
- (1) 貸倒引当金の計上は、自己査定結果に基づく債務者区分に応じて行っています。
 - (2) 正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しています。
 - (3) 破綻懸念先債権については、次のいずれかの方法により予想損失額を見積もり、個別貸倒引当金として計上しています。
 - ① 貸倒実績率による方法
自己査定結果に基づくⅢ分類額に、貸倒実績率から算出した予想損失率を乗じた額とします。
 - ② キャッシュフローを見積もる方法
個別債務者毎に、Ⅲ分類額からキャッシュフローによる回収可能額を控除した残額とします。
 - ③ 売却可能額を見積もる方法
個別債務者毎に、Ⅲ分類額から売却可能額を控除した残額とします。
売却可能額は、売却可能な市場を有する債権について、当該債権の売却可能額を合理的に算定します。
 - (4) 実質破綻先債権、破綻先債権については、自己査定に基づくⅢ・Ⅳ分類額の全額を個別貸倒引当金として計上しています。
 - (5) 貸倒引当金は、毎期全額洗替方式により計上しています。

◇標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (1) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

- (2) リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の 公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和6年度					令和7年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国	内	1,367,384	82,355	384,400	—	80	1,440,117	77,243	484,209	—	125
国	外	66,201	—	66,201	—	—	81,428	—	81,428	—	—
地域別残高計		1,433,586	82,355	450,602	—	80	1,521,546	77,243	565,638	—	125
法人	農業	1,557	1,557	—	—	—	1,431	1,431	—	—	47
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	4,251	3,227	1,002	—	—	4,568	2,544	2,001	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	1,328	530	—	—	—	828	330	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	35,434	—	35,434	—	—	37,579	—	37,579	—	—
	運輸・通信業	88	88	—	—	—	61	61	—	—	—
	金融・保険業	100,929	68,255	32,057	—	—	117,268	63,684	43,087	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,194	2,194	—	—	75	1,477	1,477	—	—	73
	日本国政府・地方公共団体	335,818	5,386	330,431	—	—	429,826	6,744	423,082	—	—
	上記以外	845,979	579	51,676	—	—	814,400	498	59,886	—	—
業種別残高計		1,433,586	82,355	450,602	—	80	1,521,546	77,243	565,638	—	125
残存期間別残高計	1年以下	835,253	38,323	3,205	—	—	785,790	28,861	2,912	—	—
	1年超3年以下	22,056	4,320	17,736	—	—	24,628	8,398	16,230	—	—
	3年超5年以下	16,581	1,910	14,671	—	—	82,672	686	81,986	—	—
	5年超7年以下	25,770	1,582	24,187	—	—	96,493	1,314	95,178	—	—
	7年超10年以下	315,249	1,963	313,285	—	—	367,683	23,408	344,275	—	—
	10年超	108,272	33,773	74,499	—	—	36,157	14,117	22,040	—	—
	期限の定めのないもの	110,402	481	3,015	—	—	128,120	456	3,015	—	—
	残存期間別残高計	1,433,586	82,355	450,602	—	—	1,521,546	77,243	565,638	—	—

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

68ページをご覧ください。

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

（単位：百万円）

		令和6年度						令和7年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	47	—	—	47	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	353	72	329	24	72	—	72	70	—	72	70	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		4	3	—	4	3	—	3	4	—	3	4	—
業種別計		357	76	329	28	76	—	76	122	—	76	122	—

（注） 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。
2. 地域別（国内・国外）の開示については、国外への貸出を行っていないため省略しています。

信用リスク・アセット残高内訳表

令和6年度

（単位：百万円）

項目	リスク・ ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値(%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	293	—	293	—	—	0
我が国の中央政府 および中央銀行向け	0	336,899	—	336,899	—	—	0
外国の中央政府 および中央銀行向け	0～150	51,676	—	51,676	—	—	0
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	5,386	2	5,386	2	—	0
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品 取引業者および保険会社向け	20～150	810,014	11,731	806,048	9,709	162,150	20
（うち第一種金融商品取引 業者および保険会社向け）	20～150	4,270	9,456	4,270	9,456	1,342	10
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	20～150	62,984	25,711	62,984	23,808	30,330	35
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	45～100	257	55	257	55	276	88
（うちトランザクター向け）	45	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・アセットの額	
不動産関連向け	20～150	10	—	10	—	2	20
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	10	—	10	—	2	20
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権およびその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け （自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	2	4	2	1	1	50
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	0～10	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	2,373	—	2,373	—	2,373	100
上記以外	100～1250	129,602	—	129,602	—	322,964	249
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	3,015	—	3,015	—	7,539	250
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	125,826	—	125,826	—	314,566	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	65	—	65	—	163	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	695	—	695	—	695	100
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	497,334	11,742	497,334	11,742	208,879	41
未決済取引	—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—					—	
合計(信用リスク・アセットの額)	—					726,979	

令和7年度

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	491	—	491	—	0	0
我が国の中央政府 および中央銀行向け	0	420,624	—	420,624	—	0	0
外国の中央政府 および中央銀行向け	0～150	59,886	—	59,886	—	0	0
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	9,698	2	9,698	2	0	0
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・アセットの額	
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	20～150	791,053	1,760	785,194	205	157,891	20
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	20～150	14,799	—	14,799	—	3,390	23
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	20～150	80,569	29,115	80,569	27,436	32,706	30
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	45～100	312	64	312	64	331	88
（うちトランザクター向け）	45	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	20～150	8	—	8	—	1	13
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	8	—	8	—	1	13
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権およびその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け （自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	2	—	2	—	1	50
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	1	—	1	—	0	0
信用保証協会等による保証付	0～10	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	1,365	—	1,365	—	1,774	130
上記以外	100～1250	129,699	0	129,699	0	323,036	249
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	3,015	—	3,015	—	7,538	250
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	125,827	—	125,827	—	314,568	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	48	—	48	—	120	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	808	0	808	0	808	100
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	287,511	—	287,511	—	96,029	33
未決済取引	—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—					—	
合計(信用リスク・アセットの額)	—					611,774	

ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後

および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

令和6年度

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)															
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計			
我が国の中央政府および中央銀行向け	336,899		-		-		-		-		-		336,899			
外国の中央政府および中央銀行向け	51,676		-		-		-		-		-		51,676			
国際決済銀行等向け	-		-		-		-		-		-		-			
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	5,389		-		-		-		-		-		-	5,389		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-		-		-		-		-		-		-	-		
地方公共団体金融機構向け	-		-		-		-		-		-		-	-		
我が国の政府関係機関向け	-		-		-		-		-		-		-	-		
地方三公社向け	-		-		-		-		-		-		-	-		
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計		
国際開発銀行向け	-		-		-		-		-		-		-	-		
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	799,020		5,660		1,620		-		-		-		-	9,456	815,757	
(うち、第一種金融商品取引業者および保険会社向け)	-		3,654		616		-		-		-		-	9,456	13,726	
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け	-		-		-		-		-		-		-	-	-	
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	11,015		43,972		500		-		-		4,842		-	-	26,461	86,792
(うち特定貸付債権向け)	-		-		-		-		-		-		-	-	-	-
	100%			150%			250%			400%			その他		合計	
劣後債権およびその他資本性証券等	-			-			-			-			-		-	-
株式等	-			-			2,373			-			-		2,373	-
	45%			75%			100%			その他			合計			
中堅中小企業等向けおよび個人向け	-			4			69			238			313			
(うちトランザクター向け)	-			-			-			-			-			
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計			
不動産関連向け	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10		
うち自己居住用不動産等向け	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計				
不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
うち賃貸用不動産向け	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計									
不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
うち事業用不動産関連向け	60%			その他						合計						
不動産関連向け	-			-						-						
うちその他不動産関連向け	100%			150%			その他			合計						
不動産関連向けうちADC向け	-			-			-			-						
	50%			100%			150%			その他			合計			
延滞等向け	3			-			-			-			3			
(自己居住用不動産等向けを除く。)	-			-			-			-			-			
自己居住用不動産等向け	-			-			-			-			-			
エクスポージャーに係る延滞	0%		10%		20%		100%		その他		合計					
現金	293		-		-		-		-		-		293			
取立未済手形	-		-		0		-		-		-		0			
信用保証協会等による保証付	-		-		-		-		-		-		-			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-		-		-		-		-		-		-			

項目	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)																	
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計					
我が国の中央政府および中央銀行向け	420,624		-		-		-		-		0		420,624					
外国の中央政府および中央銀行向け	59,886		-		-		-		-		0		59,886					
国際決済銀行等向け	-		-		-		-		-		-		-					
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計				
我が国の地方公共団体向け	9,701		-		-		-		-		-		0	9,701				
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-		-		-		-		-		-		-	-				
地方公共団体金融機構向け	-		-		-		-		-		-		-	-				
我が国の政府関係機関向け	-		-		-		-		-		-		-	-				
地方三公社向け	-		-		-		-		-		-		-	-				
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計				
国際開発銀行向け	-		-		-		-		-		-		-	-				
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計			
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	778,083		6,515		800		-		-		-		0		785,400			
(うち、第一種金融商品取引業者および保険会社向け)	10,494		4,304		-		-		-		-		0		14,799			
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%		その他	合計		
カバード・ボンド向け	-		-		-		-		-		-		-		-	-		
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%		150%	その他	合計	
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	31,547		41,486		500		-		-		4,375		-		-		30,096	108,005
(うち特定貸付債権向け)	-		-		-		-		-		-		-		-		-	-
	100%			150%			250%			400%			その他			合計		
劣後債権およびその他資本性証券等	-			-			-			-			-			-		-
株式等	-			-			1,365			-			0			1,365		
	45%			75%			100%			その他			合計					
中堅中小企業等向けおよび個人向け	-			4			76			296			377					
(うちトランザクター向け)	-			-			-			-			-			-		
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計					
不動産関連向け	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	8				
うち自己居住用不動産等向け	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計						
不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
うち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計					
不動産関連向け	-		-		-		-		-		-		-					
うち事業用不動産関連向け	-		-		-		-		-		-		-					
	60%				その他					合計								
不動産関連向け	-				-					-								
うちその他不動産関連向け	-				-					-								
	100%				150%				その他				合計					
不動産関連向けうちADC向け	-				-				-				-					
	50%			100%			150%			その他			合計					
延滞等向け	2			-			-			-			2					
(自己居住用不動産等向けを除く。)	-			-			-			-			-					
自己居住用不動産等向け	-			-			-			-			-					
エクスポージャーに係る延滞	-			-			-			-			-					
	0%		10%		20%		100%		その他		合計							
現金	491		-		-		-		-		491							
取立未済手形	-		-		1		-		-		1							
信用保証協会等による保証付	-		-		-		-		-		-							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-		-		-		-		-		-							

資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト 区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果 適用前エクスポージャー		CCFの 加重 平均値 (%)	資産の額および 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果 適用前エクスポージャー		CCFの 加重 平均値 (%)	資産の額および 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	1,216,686	35,187	94	1,245,884	1,315,522	28,848	95	1,336,957
40%～70%	45,555	404	11	45,596	42,290	—	—	42,290
75%	500	4	100	504	500	4	100	504
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	238	—	—	238	295	—	—	295
90%～100%	4,547	1,907	19	4,912	4,041	2,088	20	4,451
105%～130%	—	—	—	—	—	—	—	—
150%	—	—	—	—	—	—	—	—
250%	2,373	—	—	2,373	1,365	—	—	1,365
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	0	100	0	—	0	100	0
合 計	1,269,901	37,505	90	1,299,511	1,364,015	30,942	90	1,385,865

信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要項」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と当会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と当会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と当会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と当会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③当会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と当会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と当会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は当会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

	令和6年度			令和7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	9,456	—	—	—	—	—
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	23,410	3,007	—	27,085	3,010	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞等向け （自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合計	32,867	3,007	—	27,085	3,010	—

- （注） 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引に関して、以下の方針に基づき管理を行っています。

(1) 運用管理内規等の種類

- ・ 余裕金運用規程
- ・ 金利先物取引運用管理内規
- ・ 債券先物取引運用管理内規
- ・ 店頭オプション取引運用管理内規
- ・ 金利スワップ取引運用管理内規

(2) 管理内容

次の項目について、これらの取引内規が遵守されていることを確認しています。

- ・ 限度額
取引最高限度、1取引当り限度、未決済建玉限度（先物取引）
- ・ 損切り基準
評価損発生に伴う損切り、半期累積損による損切り（先物取引）

派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	令和6年度	令和7年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和6年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	1,437	54,533	-	-	-	54,533
(2) 金利関連取引	3,151	10,087	-	-	-	10,087
(3) 金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4) 株式関連取引	-	3,477	-	-	-	3,477
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	3,081	-	-	-	3,081
(7) クレジット・デリバティブ	-	624	-	-	-	624
派生商品合計	4,588	71,805	-	-	-	71,805
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果(▲)		-				-
合計	4,588	71,805	-	-	-	71,805

令和7年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	0	22,656	-	-	-	22,656
(2) 金利関連取引	11,490	13,915	-	-	-	13,915
(3) 金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4) 株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	11,490	36,572	-	-	-	36,572
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果(▲)		-				-
合計	11,490	36,572	-	-	-	36,572

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当ありません。

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

CVAリスクに関する事項

◇CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全なBA—CVA、限定的なBA—CVAまたは簡便法をいう。）の名称および各手法により算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しており、主に金利スワップと為替予約取引が対象となります。

◇CVAリスクの特性およびCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針およびヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っています。

マーケット・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフ・バランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。当会では、以下の内容によりマーケット・リスクを管理しています。

（1）リスク管理の方針、手続および体制の概要

当会では、標準的方式を採用しており、外国為替リスクにかかるマーケット・リスク相当額について、以下の方針等に基づいて算出し、管理を行っています。

① 手続等の種類

- ・ 自己資本比率算出要項
- ・ 自己資本比率算出事務処理要領
- ・ 統合的なリスク管理基準
- ・ 時価算定要領
- ・ 時価算定マニュアル

② 体制の概要

外国為替取引の執行にあたるフロント部門は他の取引を行うセクションと明確に組織区分されています。フロント部門は、リスク対リターン観点からあらかじめ定められたポジション枠や損失枠などの範囲内で取引を執行します。また、フロント部門から独立したミドル部門がVaRなどのリスク量を計測し、フロント部門のリスクテイク等の状況をモニタリングしています。モニタリング結果については、リスク管理委員会等において定期報告を実施しています。

③ リスクの特定、評価、管理および削減にかかる方法ならびにヘッジの有効性にかかる監視の方法

当会では、運用する外貨建外債の一部について、為替リスクの削減を図ることを目的に、デリバティブ取引（為替予約取引）を活用したヘッジ取引を行っています。ヘッジの有効性については、事前テストについて、外貨建外債を購入する金銭の信託の口座開設時に実施しており、事後テストについて、ヘッジ対象の相場変動が高い水準（概ね80%～125%の範囲内）でヘッジ手段を用いることにより相殺されていることを半期で継続的に確認しています。さらに、事後テストの確認結果については、半期ごとにリスク管理委員会に報告した後に、理事会に報告しています。

（2）報告および計測にかかるシステムの範囲ならびにその内容

規程等の定めに基づいて、適切に計測しています。なお、有価証券ポートフォリオの状況については、原則として日次で、リスク管理報告書（損益を含む）を作成のうえ、役員・関係部署に報告しています。また、時価は年1回程度、決算時に、検証しており、会計監査により、当会全体の時価算定結果の妥当性の評価を受けています。

オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

○ 定義

- ・ 法務リスク
法令・規程等に反することにより被るリスク
- ・ 事務リスク
事務処理過程での故意または過失等により、収益・信用が損なわれるリスク
または、パソコン等の不正使用により不祥事が発生するリスク
- ・ システムリスク
全銀データ通信システム・手形交換制度等の決済システム・系統信用事業オンラインシステム等の障害により金融システムが混乱するリスク
- ・ 風評リスク
マスコミ報道やうわさ等により貯金等が流出するリスク
- ・ 経営リスク
経営の舵取り全般に関わるリスク

○ 体制・管理

- ・ 法務リスクに対しては、法令・規程等の改正に伴う適切な対応に努めるとともに、役職員への周知徹底を図っています。
- ・ 事務リスクに対しては、人材育成および事務遂行能力の向上に努めるとともに、事務処理の相互牽制体制の充実を図っています。
- ・ システムリスクに対しては、システム障害等に対する具体的マニュアルの制定により、リスクの軽減を図っています。
- ・ 風評リスクに対しては、マスコミ報道の一元管理に努めるとともに、うわさや憶測等で部外者の誤解を招くような言動の防止に努めています。
- ・ 経営リスクに対しては、経営に関わる重要事項について、機動的に検討・対応できるように努め、リスクは、顕在化したもの内在するものを含め担当部署で把握し、統括部署と役員は情報の共有化を図り、最適な経営判断を行う態勢に努めています。

以上のオペレーショナル・リスクは、毎月開催されるリスク管理委員会で評価、分析および対応方針を審議し、理事会等へ定期的に報告しています。

◇BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無
該当ありません。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

◇出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会では、出資等または株式等エクスポージャーに関して、以下の方針に基づき管理しています。

- 出資その他これに類するエクスポージャーのリスク管理は、自己査定において、市場性・安全性に照らして適正な評価を行います。
- 時価または実質価額の把握ができない出資その他これに類するエクスポージャーの安全性の判断については、原則として、出資先・株式発行主体の財務状況に基づき行うものとします。

出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	772	772	532	532
非上場	98,576	98,576	97,437	97,437
合 計	99,348	99,348	97,970	97,970

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
－	－	－	－	－	－

貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
14	39	33	－

貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
－	－	－	－

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	509,076	287,511
マンドート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	－	－

- (注) 1. ルックスルー方式とは、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産および取引を、金融機関が直接保有しているとみなして信用リスク・アセットの総額を計算する方式です。
2. マンドート方式とは、ルックスルー方式の適用ができない場合に適用される方式であり、ファンドの運用基準(マンドート)に基づき、ファンドの組入資産を保守的に想定して信用リスク・アセットの額を算出する方式です。
3. 蓋然性方式とは、ルックスルー方式およびマンドート方式が適用できない場合、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトについて、250%以下または400%以下であるという蓋然性を疎明した場合に、250%または400%のリスク・ウェイトを適用する方式です。
4. フォールバック方式とは、上記いずれの方式も適用できない場合、保有エクスポージャーに1250%のリスク・ウェイトを適用して信用リスク・アセットの額を算出する方式です。

金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会におけるリスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

(1) リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（以下、「IRRBB」といいます。）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

(2) リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行い、リスク削減に努めています。

(3) 金利リスク計測の頻度

月末を基準日として月次でIRRBBを計測しています。

(4) ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当会は、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

(1) 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

(2) 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

(3) 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(4) 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

(5) 複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、通貨間の相関等は考慮していません。

(6) スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利ショックの設定上は不変としています。

(7) 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

(8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVE（上方パラレルシフト）については、国内外の金利変動に対応するため、機動的な運用を行った結果、国内債券のデュレーションの短期化や海外債券の残高減少により、前年同期比9,540百万円減少し、38,861百万円となりました。

(9) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当期の重要性テストの結果は、監督上の基準値である20%を超過していますが、自己資本額は金利リスクを賄える水準にあり、過大なリスクテイクを行っているものではありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における当該金利リスクに関する事項

(1) 金利ショックに関する説明

統合的リスク管理としてVaRで計測する市場リスク量を日次で算定しています。

(2) 金利リスクの前提およびその意味（特に農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点）

VaRとは、一定の保有期間、一定の信頼区間のもとで被る可能性のある最大損失額のことをいいます。当会では計測期間5年、保有期間120日、信頼区間99%（変動幅2.33標準偏差）のVaRを分散・共分散法により算出しています。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 :金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		令和6年度末	令和7年度末	令和6年度末	令和7年度末
1	上方パラレルシフト	48,402	38,861	3,996	3,750
2	下方パラレルシフト	0	0	39	32
3	スティープ化	22,915	20,848		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	14,137	13,423		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	48,402	38,861	3,996	3,750
		ホ		ヘ	
		令和6年度末		令和7年度末	
8	自己資本の額	144,169		144,788	

- (注) 1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振込の方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額	
	基本報酬	退職慰労金
経営管理委員に対する報酬等	6	1
理事に対する報酬等	36	5
監事に対する報酬等	15	2

(注1) 対象役員は、経営管理委員7名、理事3名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいません。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めています。

(注2) 「同等額」は、令和7年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

(注3) 令和7年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。

3. その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

■ 当会の概況

会員数

資 格 別	令和7年3月末	令和8年3月末
正 会 員	6	6
准 会 員	33	31
合 計	39	37

役 員

(令和8年7月1日現在)

経営管理委員会会長*	港 義 弘	代表理事理事長	松 本 直 樹
経営管理委員会副会長*	太 田 進	代表理事常務	西 原 憲 仁
経営管理委員*	溝 渕 哲 也	代表理事常務	石 原 敬 久
経営管理委員*	藤 本 一 弥	代表監事*	入 谷 宏 毅
経営管理委員*	萩 原 理 英	監事*	木 内 秀 一
経営管理委員*	塩 田 当 弘	監事*	高 嶋 由 吏
経営管理委員*	岡 田 孝 浩	員外監事*	北 山 昇
		常任監事	石 川 清 二

*印の役員は非常勤役員です。

職 員

(単位：人)

区 分	令和7年3月末	令和8年3月末
男 子 職 員	31	30
女 子 職 員	28	27
嘱託常よう人	4	6
合 計	63	63

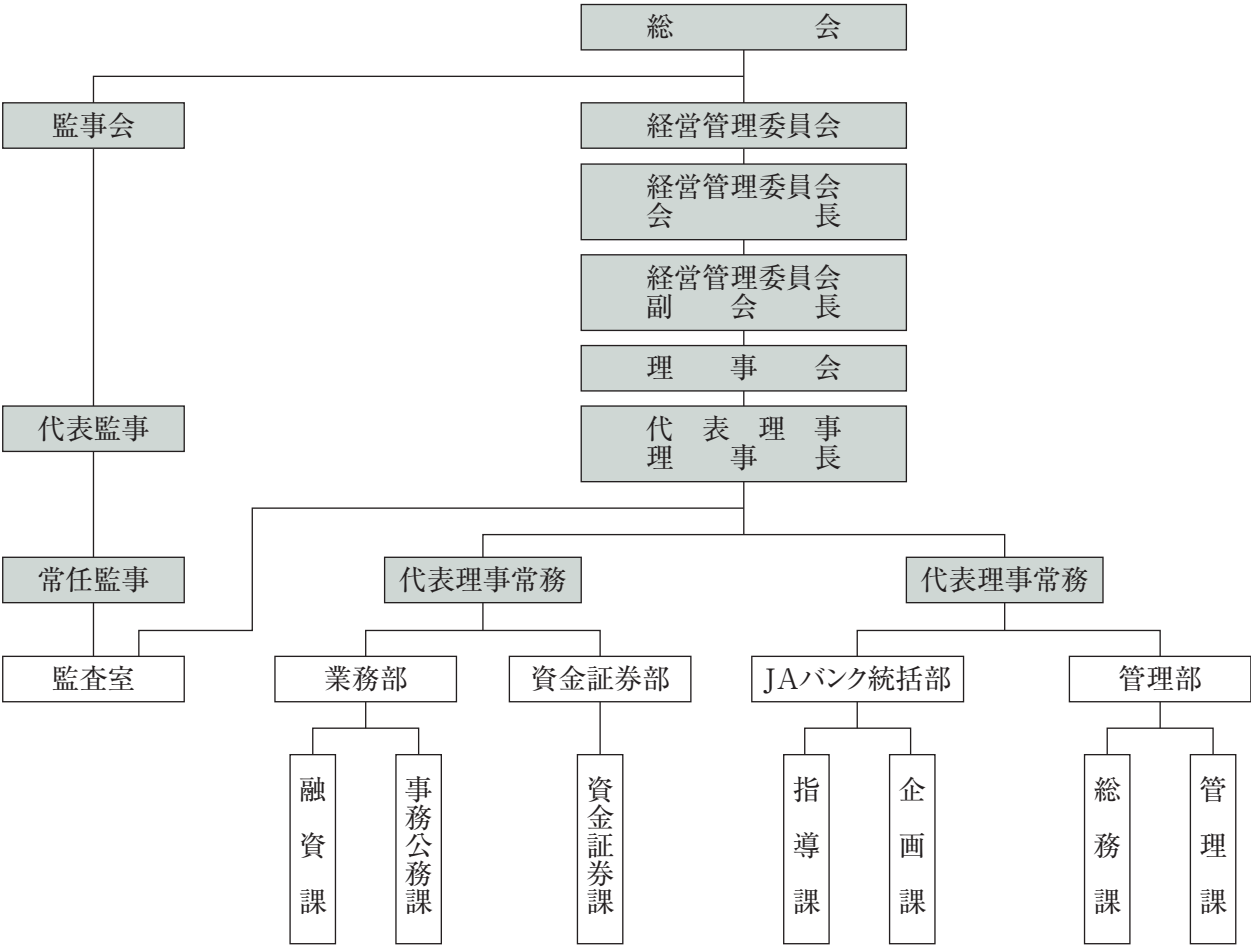
会計監査人の名称

(令和8年7月1日現在)

名 称	所在地
有限責任監査法人トーマツ	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング

機 構

(令和8年7月1日現在)



店舗一覧

(令和8年7月1日現在)

店舗名	所在地	代表電話番号
本 所	高松市寿町一丁目3番6号	(087)825-2510

特定信用事業代理業者の状況

該当はありません。

■ 当会のあゆみ（沿革）

協同組合運動の先駆者たちは、資本主義の発展過程のなかで、人間性の尊重を基本とした、協同組合運動を起こしました。

明治以降、産業組合を主軸として、制度的な歩みが始まり、多くの先人達はその発展のために思索、実践してきました。その後、昭和18年に農村産業組合は農会と統合し、農業会となりました。

農業会は、昭和20年12月に発せられた「農民解放指令」に基づき昭和23年8月には解散することとなり、昭和22年11月公布された農業協同組合法による新しい協同組合が誕生しました。

その後、連合会設立運動が展開され、昭和23年8月11日当会は誕生しました。

昭和22年	1947	農業協同組合法公布
23	1948	信連創立総会、業務開始
24	1949	農林中央金庫業務代理契約締結
29	1954	農林漁業金融公庫と貸付業務受託契約締結
30	1955	自作農維持創設資金取扱開始
31	1956	農業改良資金取扱事務受託契約締結
36	1961	高松市寿町に農協会館落成
38	1963	住宅金融公庫受託業務開始 農協連共通役員就任
39	1964	全国農協貯金者保護制度発足
41	1966	内国為替取引契約締結
44	1969	JA貯金 1,000億円達成
48	1973	全国農協信用事業相互援助制度発足
49	1974	信連貯金 1,000億円達成
54	1979	全銀内為制度に加盟 CD1号機運用開始 県指定代理金融機関となる JA貯金 5,000億円達成
56	1981	JA信用事業オンライン開始
57	1982	高松市収納代理金融機関となる
58	1983	キャッシュカードによる県内ネット取扱開始 【金】【協同カード】取扱開始 信連貯金 5,000億円達成
59	1984	JA全銀内為制度に加盟 【全国農協貯金ネットサービス】開始 ATM1号機運用開始
61	1986	【国債等代理窓販】取扱開始
平成元年	1989	JA貯金1兆円達成
2	1990	2業態間とCDオンライン提携 自動化機器日曜稼働開始

3	1991	6業態間とCDオンライン提携開始 全国農協貯金ネットサービス日曜稼働開始 【両替】取扱開始 信連貯金1兆円達成
4	1992	CI導入《農協》から愛称《JA》へ
5	1993	農協法改正施行
6	1994	地域金融VAN・マリンネット開始 【国債窓販】取扱開始
7	1995	日銀歳入金受入サービス開始
8	1996	当座性貯金口座番号7桁化 相互援助制度改正
9	1997	農協改革関連二法施行
10	1998	香川県農協50周年記念大会開催 自動化機器祝日稼働開始、利用時間延長 信連設立50周年
11	1999	【投信窓販】取扱開始 経営管理委員会制度導入
12	2000	JA香川県誕生 郵貯とキャッシュサービス提携
13	2001	【同一交換所(高松)】加盟
14	2002	【JAバンクシステム】開始 【個人向け国債】取扱開始
15	2003	【JAバンク相談所】開設 【JAネットバンクサービス】開始
16	2004	【マルチペイメントサービス】開始
17	2005	【決済用貯金】取扱開始 セブン銀行とキャッシュサービス提携
18	2006	【新JAカード】【ICキャッシュカード】取扱開始
19	2007	全国農協貯金ネットサービス土日祝日入金取引開始
20	2008	全国のJAバンクATMで顧客手数料無料化実施
24	2012	第13回香川県JA大会で組織整備方針決議 県1JA誕生
25	2013	イーネットATM、ローソンATMとキャッシュサービス提携
26	2014	【法人JAネットバンクサービス】開始
27	2015	【JAバンクでんさいサービス】開始 第14回香川県JA大会で組織整備方針決議
29	2017	事務所仮移転
30	2018	【JAバンク相談所】を【一般社団法人JAバンク相談所】へ移管 第15回香川県JA大会で組織整備方針決議
令和元年	2019	【小規模企業共済】取扱開始 全国のJAバンクATMで夜間・土日祝日即時入金開始
2	2020	事務所新JAビルへ移転 【JAデータ伝送サービス(AnserDATAPORT方式)】開始
3	2021	開始 第16回香川県JA大会で組織整備方針決議
4	2022	【同一交換所(高松)】廃止 【電子交換所】加盟
6	2024	【営業店システム】開始 第17回香川県JA大会で組織整備方針決議

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

単体開示項目

(農業協同組合法施行規則第204条関連)

1 概況及び組織に関する事項

- (1) 業務の運営の組織 ……101
- (2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名 ……100
- (3) 会計監査人の名称 ……100
- (4) 事務所の名称及び所在地 ……101
- (5) 特定信用事業代理業者に関する事項 ……101

2 主要な業務の内容 ……27

3 主要な業務に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況 ……17
- (2) 直近の5事業年度における主要な業務の状況
 - a 経常収益 ……75
 - b 経常利益又は経常損失 ……75
 - c 当期剰余金又は当期損失金 ……75
 - d 出資金及び出資口数 ……75
 - e 純資産額 ……75
 - f 総資産額 ……75
 - g 貯金等残高 ……75
 - h 貸出金残高 ……75
 - i 有価証券残高 ……75
 - j 単体自己資本比率 ……75
 - k 剰余金の配当の金額 ……75
 - l 職員数 ……75
- (3) 直近の2事業年度における事業の状況
 - a 主要な業務の状況を示す指標
 - i 事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益(投資信託解約損益を除く。) ……60
 - ii 資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支 ……60
 - iii 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや ……76
 - iv 受取利息及び支払利息の増減 ……61
 - v 総資産経常利益率及び純資産経常利益率 ……76
 - vi 総資産当期純利益率及び純資産当期純利益率 ……76
 - b 貯金に関する指標
 - i 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高 ……63
 - ii 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高 ……63
 - c 貸出金等に関する指標
 - i 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 ……64
 - ii 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 ……64
 - iii 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 ……65、66
 - iv 用途別(設備資金及び運転資金)の貸出金残高 ……65

v 主要な農業関係の貸出実績 ……67

vi 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合 ……65

vii 貯貸率の期末値及び期中平均値 ……77

d 有価証券に関する指標

i 商品有価証券の種類別の平均残高 ……70

ii 有価証券の種類別の残存期間別残高 ……71

iii 有価証券の種類別の平均残高 ……70

iv 貯貸率の期末値及び期中平均値 ……77

4 業務の運営に関する事項

- (1) リスク管理の体制 ……9
- (2) 法令遵守の体制 ……10
- (3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 ……13
- (4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 ……13

5 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 ……35～38、40
- (2) 債権にかかる額及びa～dの合計額
 - a 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ……69
 - b 危険債権 ……69
 - c 三月以上延滞債権 ……69
 - d 貸出条件緩和債権 ……69
 - e 正常債権 ……69
- (3) 元本補填契約のある信託に係る債権に関する事項 ……69
- (4) 自己資本の充実の状況 ……78
- (5) 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - a 有価証券 ……72
 - b 金銭の信託 ……73
 - c デリバティブ取引 ……73
 - d 金融等デリバティブ取引 ……73
 - e 有価証券関連店頭デリバティブ取引 ……73
- (6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ……68
- (7) 貸出金償却の額 ……68
- (8) 会計監査人の監査を受けている旨 ……59

連結開示項目

(農業協同組合法施行規則第205条関連)

該当なし

その他重要な事項

(農業協同組合法施行規則第207条)

役員等の報酬体系 ……99

— J A 信 用 事 業 の 目 指 す 姿 —

- ① 期 待 に 応 え る サ ー ビ ス の 提 供
- ② 「 J A バ ン ク 」 ブ ラ ン ド の 確 立
- ③ 地 域 金 融 機 関 と し て の 信 頼 さ れ る 経 営

系統信用事業は、21世紀の経済・社会の中で地域の中核としてその役割を充分発揮できるよう、1つ1つの地道な活動を通して皆さまからの信頼にお応えいたします。

J A は 地 域 の 皆 さ ま と 二 人 三 脚 。

地 域 に 密 着 し た 活 動 を 行 っ て い ま す 。

令和8年7月27日 発行
香川県信用農業協同組合連合会(JA香川信連)
香川県高松市寿町一丁目3番6号

TEL (087)825-2516 FAX (087)851-7462
URL <https://www.jabank-kagawa.or.jp>



第58回「貯蓄に関するポスターコンクール」

【JA香川信連理事長賞】

後藤 輝さんの作品

(小学校 109校、1,335点の作品が寄せられました)

香川県信用農業協同組合連合会
登録金融機関
四国財務局長(登金)第92号



環境に配慮した植物油インキを
使用しています。

